

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和2年9月30日
【計算期間】 第15期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
【ファンド名】 ニッポン・オフショア・ファンズ -
日興グローバル財産3分法ファンド
(Nippon Offshore Funds - Nikko Global Tri-Asset Fund)
【発行者名】 BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
(BNY Mellon International Management Limited)
【代表者の役職氏名】 取締役 スコット・レノン
(Scott Lennon, Director)
【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
ホスピタル・ロード27、ケイマン・コーポレート・センター、
ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド気付
(c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre,
27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008,
Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 廣本文 晴
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 廣本文 晴
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03(6212)8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注1) ニッポン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル財産3分法ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、円建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行う。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注3) 本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは4月1日に始まり翌年3月31日に終了する一年を指す。ただし、第一会計年度は、2005年9月14日（補足信託証書締結日）から2006年3月31日までの期間を指す。なお、ファンドの運用開始日は2005年10月31日である。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

日興グローバル財産3分法ファンド（以下「ファンド」または「シリーズ・トラスト」という。）は、アンブレラ・ファンドであるニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成され、異なるシリーズ・トラスト間のクラスの乗換えはできない。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（改訂済）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

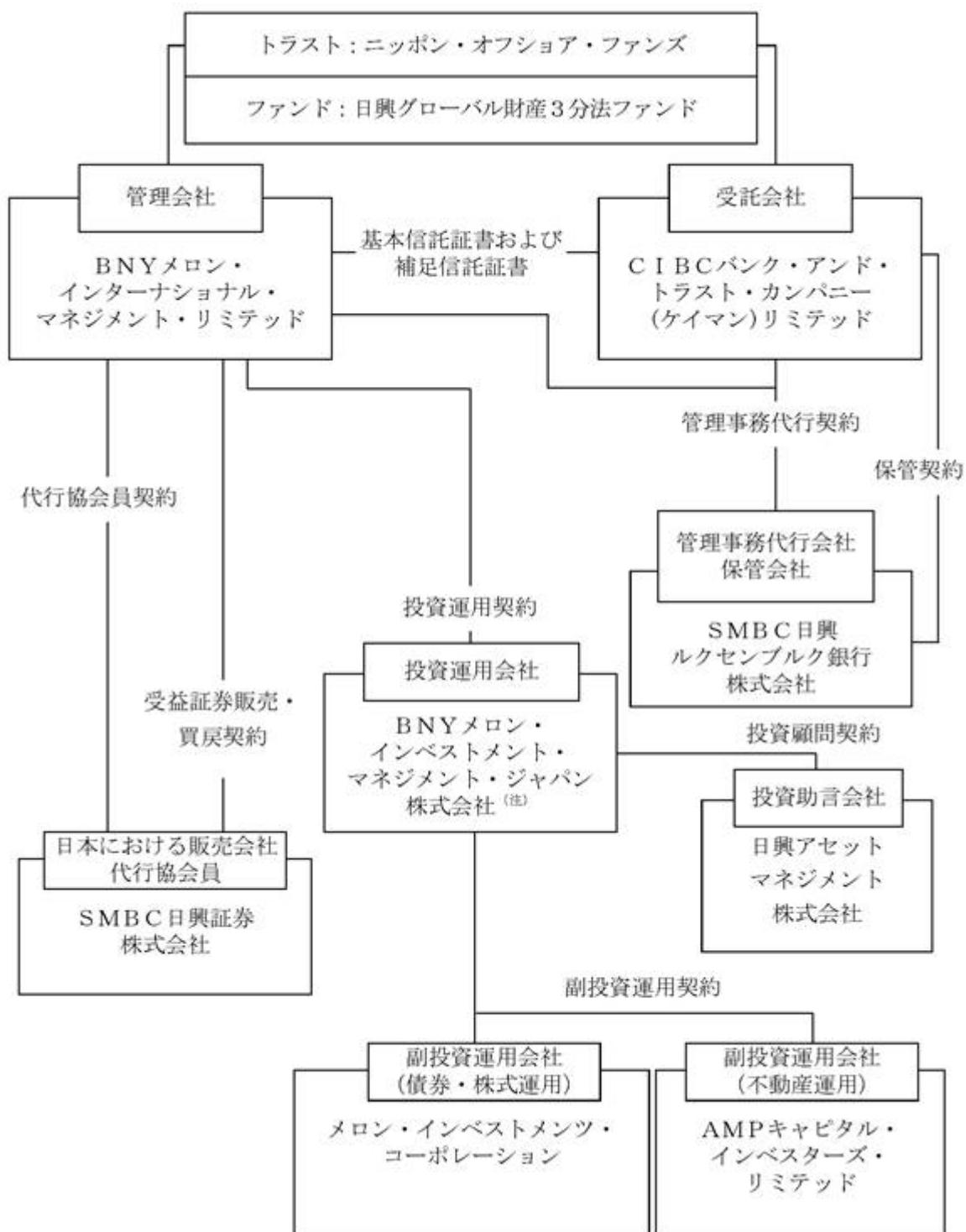
ファンドの投資目的は、リスクを管理しつつ、他のファンドなどへの投資を通じて3つの異なった資産クラス、即ち債券、株式および不動産関連証券に投資することによって安定したリターンを達成することである。

(2)【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証書締結
2004年6月30日	トラストに係る補足信託証書締結
2005年9月14日	ファンドに係る補足信託証書締結
2005年10月3日	日本におけるファンドの募集開始
2005年10月31日	クラスA受益証券およびクラスB受益証券の運用開始（設定日）
2006年2月6日	クラスC受益証券の運用開始（設定日）
2006年10月23日	ファンドに係る補足信託証書の変更証書締結
2008年12月10日	クラスC受益証券償還
2015年7月31日	ファンドに係る補足信託証書締結
2016年7月25日	トラストに係る補足信託証書締結
2016年7月25日	トラストの名称変更
2016年9月30日	ファンドに係る補足信託証書締結
2016年9月30日	ファンドの名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注)2020年4月1日をもって、商号を「BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社」から「BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社」に変更した。以下同じ。

日興グローバル財産3分法ファンド

投資信託

- BNYメロン・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
- BNYメロン・エマージング・マーケッツ・デット・オポチュニスティック・ファンド
- AMPキャピタル・グローバル・リート・ファンド

ソブリン債券など

日本を含む世界の株式(含む小型株式・新興国株式)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
B NYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	信託証書（以下に定義される。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定している。
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	信託証書（以下に定義される。）を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定している。
SMB日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2010年8月26日付で管理事務代行契約（改訂済） ^(注1) を管理会社および受託会社と締結。ファンドの管理事務代行業務について規定している。また、2010年8月26日付で受託会社との間で保管契約（改訂済） ^(注2) を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定している。
B NYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2013年1月1日付で管理会社との間で投資運用契約 ^(注3) を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定している。
日興アセットマネジメント株式会社	投資助言会社	2005年10月31日付で投資運用会社との間で投資顧問契約（改訂済）を締結。
メロン・インベストメンツ・コーポレーション	副投資運用会社 (債券・株式運用)	2005年10月31日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（改訂済）を締結。
AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド	副投資運用会社 (不動産運用)	2005年10月31日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（改訂済）を締結。
SMB日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2005年9月14日付で管理会社との間で代行協会員契約（改訂済） ^(注4) および受益証券販売・買戻契約（改訂済） ^(注5) を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定している。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が純資産価格の計算および資産の評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約である。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社へ送付する等代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注5）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社である。

() 事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含む。

() 資本金の額

2019年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約79億円である。

定款およびケイマン諸島の会社法（2020年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がない。

() 会社の沿革

1979年12月21日 設立

2008年10月1日 社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「B NYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

() 大株主の状況

（2020年6月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
エムビーシー・インベストメント・メンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国、デラウェア州、 ウィルミントン、 ベルビューパークウェイ301	2,000株（注）	100%

（注）内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された基本信託証書（改訂済）（以下「基本信託証書」という。）により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されている。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

受託会社および管理会社は、基本信託証書および2005年9月14日に受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（改訂済）（以下「補足信託証書」という。）（以下、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づき日興グローバル財産3分法ファンドをファンドとして設定および設立している。

信託証書はケイマン諸島法に準拠する。日興グローバル財産3分法ファンドの受益証券の保有者（以下「受益者」という。）は信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされる。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）（以下「信託法」という。）が適用される。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）の規制も受ける。

準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英國の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託としてケイマン諸島に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除く。）受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないと約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

後記「（6）監督官庁の概要」の記載を参照のこと。

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2018年改訂）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2018年改訂）（以下「ジャパン・レギュレーション」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ジャパン・レギュレーションは、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はジャパン・レギュレーションに従って事業を行わねばならない。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益に関する法律（2020年改訂）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）の第5（2）（a）条にしたがって指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）またはCIMAが承認したその他の法域において規制されている保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）CIMAへの開示

トラストの出資者持分に関して目論見書が発行されなければならず、かかる目論見書には、出資者持分に関するあらゆる重要な内容が記載され、ジャパン・レギュレーションに規定される内容およびトラストに対する潜在的投資者が出資者持分を引受けもしくは購入するか否かについて十分な情報を得た上で決定をなしうるために必要なその他の情報が網羅されていなければならない。目論見書はCIMAに提出されなければならない。

トラストは、CIMAの承認を受けた監査人をして、自らの財務書類を毎年監査させ、また、トラストの各会計期間に関する監査済みの財務書類を、当該会計期間終了後6か月以内またはCIMAが許可する延長期間内にCIMAに提出しなければならない。トラストの監査人は、トラストの財務書類を監査する過程において、トラストにつき、以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに直ちにその旨および理由を書面で通知する。

- ・その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- ・投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- ・会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行なまたはそのように意図している場合。
- ・欺罔的または犯罪的な方法で事業を行なまたはそのように意図している場合。
- ・ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2020年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行なまたはそのように意図している場合。

トラストは、その会計年度の終了後 6 か月以内または当該目論見書に記載されているそれよりも早い日に、ジャパン・レギュレーションに従い作成されたトラストの財務書類の写しが盛込まれて いる年次営業報告書を作成しまたは作成させ、かつ、出資者にこれを交付しまたは交付させなければならぬ。

当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後 6 か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

管理事務代行会社は、(a)トラストの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社または管理会社が設立文書または目論見書に定める規定に従ってトラストの業務または投資活動を実施していないことに気付いた場合、できる限り速やかに()受託会社に書面で報告し、()その書面のコピーおよびその書面に適用される証拠をCIMAに提出しなければならない。さらに、その書面または相当の概要がトラストの次回年次報告書および、次回半期または定期報告書の配布が次回年次報告書の前に要求される場合にはその半期または定期報告書に含まれなければならない。

管理事務代行会社は、(a)トラストの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および(b)トラストを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内に、トラストの事業を記載した報告書をCIMAに提出するか、またはこれを指示しなければならず、当該報告書にはトラストに関する以下の内容が含まれなければならない。

- (a) トラストの名称（過去の名称を含む。）
- (b) 投資者により保有される各証券の純資産価額
- (c) 前回の報告期間からの純資産価額および各証券の変更比率
- (d) 純資産総額
- (e) 関連する報告期間における新規申込の口数および価額
- (f) 関連する報告期間における償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末日現在の証券の総発行済口数

さらに受託会社は、(a)受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)トラストが投資者の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出するか、またはこれを指示しなければならない。

管理事務代行会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（管理事務代行会社を除く。）に通知しなければならない。

保管会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

管理会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

(b) 受益者に対する開示

監査年次報告書は、ルクセンブルグにおいて一般的に認められる会計基準に従い作成され、一般的に、各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付される。未監査半期報告書は、半期終了時から2か月以内に受益者に送付される。

受益証券の直近の購入価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができる。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを見ることができる。

販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるSMB日興証券株式会社のホームページにおいて提供される。

直近の受益証券の1口当たり純資産価格（通常、1万口当たりで表示される。）は、請求により、販売取扱会社の営業所で無料で入手することができる。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・

ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもある。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ファンドの投資目的は、リスクを管理しつつ、3つの異なった資産クラス、即ち債券、株式および不動産関連証券に投資することによって安定したリターンを達成することである。投資運用会社は3つの資産クラスに対するファンドの資産配分に関して助言を得るために日興アセットマネジメント株式会社（以下「日興アセットマネジメント」という。）を投資助言会社に任命している。日興アセットマネジメントは、日興グローバルラップ株式会社（以下「日興GW」という。）のアドバイスに従って、世界のマクロ経済、市場環境等の要因分析に基づいて上記資産クラスに対するファンドの資産の最適な配分に関して投資運用会社に助言を行う。資産配分は市場環境の変化に応じて適宜変更することができる。

1 世界各国の債券、株式、不動産に投資する「財産3分法」を実現するファンドです。

国内だけでなく、世界各国の債券、株式、不動産の中から、魅力的な銘柄を厳選して分散投資を行います。

※不動産については、不動産投信(REIT)を中心に、世界の不動産投資証券等へ投資を行います。

2 国際分散投資で安定的な値動きをめざします。

資産の配分は、概ね債券60%、株式20%、不動産20%を基本とし、国際分散投資を行うことで安定的な値動きをめざします。なお、資産の配分割合は、中期的な市場見通しの変化に応じて調整します。

各資産の運用は、それぞれの分野に強みを持つ専門家が担当します。

※資産の配分は、日興グローバルラップ株式会社（以下「日興GW」といいます。）のアドバイスをもとに投資助言会社（日興アセットマネジメント株式会社）が最適と思われる割合で組合せを助言します。

3 毎月分配型と資産形成型の2種類をご用意しました。

投資者の皆様の運用ニーズに合わせてお選びいただけます。

※スイッチングは毎月分配型・資産形成型の同一クラス間（クラスB→クラスB、クラスA→クラスA）にて行うことが可能です。

2 「財産3分法」とは？

財産を「現金・株式・不動産」の3つの資産に分けて保管・運用することを「財産3分法」と言います。先達の知恵として、財産を3つの資産に分散することで、流動性・収益性・安定性を保ちながら資産形成が行われてきました。

ファンドはこの考えに基づき、債券・株式・不動産に投資を行うことで、新しい「財産3分法」を実践します。

効果的な国際分散投資を実現する 「日興グローバル財産3分法ファンド」の投資対象

ファンドは、世界各国の債券・株式・不動産にバランスよく投資することで財産3分法を実現し、安定した運用をめざします。

比較的高い利息収入の獲得をめざして、
世界の様々な債券へ投資。

副投資運用会社

メロン・インベストメンツ・
コーポレーション

不動産投信(REIT)を中心に、
世界の不動産投資証券等へ投資。

副投資運用会社

AMPキャピタル・インベスター



中長期的な成長からの収益獲得を
めざして、世界の株式へ投資。

副投資運用会社

メロン・インベストメンツ・コーポレーション

日興アセットマネジメント

資産の配分は、日興GWのアドバイスをもとに
日興アセットマネジメントが最適と思われる
割合で組合わせを助言します。

日興GWは資産配分のコンサルティングに
関する投資顧問会社です。

※上図の各資産の組合せを、基本配分とします。配分は、中期的な市況見通しの変化に応じて調整します。
※副投資運用会社は、今後変更される可能性があります。

債券

債券に投資するファンドの資産の一部は更に3つのサブクラス、すなわちグローバル・ハイイールド債券、グローバル・エマージング市場債券およびグローバル・ハイインカム債券に配分される。

グローバル・ハイイールド債券

グローバル・ハイイールド債券のサブクラスに投資する目的は、リスク調整後利回りが相対的に高いハイイールド債券の分散化されたポートフォリオに投資することによって、長期的な元本成長を達成することである。投資対象には、米国財務省証券および米国政府機関証券、その他のソブリン債券および国際機関債券、証券化モーゲージ、他のアセット・バック証券、社債(ミディアム・ターム・ノート、ルール144A証券、私募債および転換社債を含む。)、ゼロ・クーポン債、現物支給債券(同じ種類の債券に追加投資する形で利息を支払う債券)、変動利付債、短期金融商品(銀行引受手形、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書を含む。)、地方債、ユーロ債、ヤンキー債などを含むが、これらに限定されない。

グローバル・エマージング市場債券

グローバル・エマージング市場債券のサブクラスの投資対象は、エマージング市場債券および(固定利付または変動利付の)ソブリン債券、国際機関債券、社債、銀行債券、さらにブレイディ債、ヤンキー債およびモーゲージ担保証券などの)他の債券を含む。投資運用会社は、このサブクラスに投資する資産の少なくとも3分の2は新興市場国に登録上の所在地を有し、新興市場で主として経済活動を行う発行体が発行した普通債券になると予想している。

グローバル・ハイインカム債券

グローバル・ハイインカム債券のサブクラスに投資する理由は、高い利回りが得られる先進国を中心とするソブリン債券のポートフォリオに投資することによって、高水準の収益を達成することである。投資運用会社は対象国をFTSE世界国債インデックス（WGBI）の構成国の一員とニュージーランドに限定する予定である。さらにこのサブクラスの投資対象には、取引所で取引されている債券、通貨先物、店頭市場および取引所で取引されている債券オプションおよび店頭為替先渡契約などを含む。

株式

株式に配分するファンドの資産の一部は、新興国市場の株式および世界の小型株式を含む世界の株式に投資される。本資産クラスへの投資の目的は、高い成長性が見込まれる株式または相対的に割安な株式に投資することによって長期的な元本成長を達成することである。投資が予定される証券には、現地企業の株式、米国預託証券、グローバル預託証券、株式転換証券、優先株式、新株引受権およびワランツなどが含まれるが、上記に限定されない。

不動産関連証券

不動産関連証券に配分するファンドの資産の一部は、安定した元本成長と収益の増大を達成する目的で、証券取引所に上場されている世界の不動産証券に投資される。これらの証券には北米、ヨーロッパ、日本および日本を除くアジア太平洋諸国のREIT（不動産投資信託）、LPT（上場不動産投資信託）、不動産証券会社およびREIT型投資対象が含まれる。

通常、この資産クラスの大部分の投資は、収益の大半を賃貸収入から得るREITまたはこれに相当する有価証券への投資が主体となるが、デベロッパーや建設会社が発行した非REIT型不動産証券に投資する場合もある。

投資運用会社は他の投資信託（投資運用会社またはザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社が運用または助言する投資信託を含むことがある。）を通じて、ファンドの資産の一部またはすべてを既述した資産クラスまたはサブクラスに投資することができる。その場合、投資運用会社またはザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの当該関連会社は、これら投資信託の運用者または助言者としての報酬（投資運用報酬等）を別途受領することができる。投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用業務をその他の資産運用会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社である資産運用会社を含む。）に委託することができる。

ファンドが直接的または間接的に円以外の通貨建ての債務証券に投資する場合、ファンドは為替レートの変動リスクにさらされる。投資運用会社は現時点でのような計画はないが、ファンドに代わって上記の投資に伴うリスクを軽減する努力を行うことができる。

ファンドの投資目的が達成できるという保証はない。

<ファンドへ投資する場合の投資先ファンドの選定方針>

投資運用会社は副投資運用会社と副投資運用契約を結んでいる。副投資運用会社は、運用実績の向上および運用効率の改善につながると判断した場合においては、ファンドの資産の一部またはすべてを主にB NYメロン・グループ内の運用会社が運用する集団投資ファンドに投資することができる。B NYメロン・グループ内に適切な運用能力および実績のない資産クラスにおいては、グループ外の運用会社を選定する場合がある。

投資運用会社による運用能力および実績の判断においては、過去のパフォーマンス実績（リターン・リスク）等の定量的情報、運用手法、運用体制、リスク等の管理体制、運用会社自体の経営状態、更にファンドの目的との適合性等を総合的に判断する。また定期的な運用会社訪問を含むデューディリジェンスを行い、運用会社に関する情報を更新し、問題の有無を確認する。デューディリジェンスにより問題が見出された場合は、投資運用会社と集団投資ファンドの運用会社の間で問題の是正に関する協議を行い、問題の解決を図ることに努める。

<投資先ファンド>

(債券)

ファンド名称	B NYメロン・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
運用会社の名称	アルセントラ・ニューヨーク・エル・エル・シー
運用の基本方針・主要な投資対象	主にハイイールド債券に投資する。資産の長期的な成長を目指す。 ハイイールド債券の組入れ比率80%以上。 平均格付けB - (S & P) / B 3 (ムーディーズ) 以上。

(注) EUR建ておよびUSD建てに投資している。

ファンド名称	B NYメロン・エマージング・マーケット・デット・オポチュニティック・ファンド
運用会社の名称	メロン・インベストメンツ・コーポレーション
運用の基本方針・主要な投資対象	主に米ドル建てあるいは現地通貨建てのエマージング市場の国債、社債等の債券に投資し、高い総合収益を目指す。 格付け制限はなし。

(不動産)

ファンド名称	A MPキャピタル・グローバル・リート・ファンド
運用会社の名称	A MPキャピタル・インベスタートーズ・リミテッド
運用の基本方針・主要な投資対象	主に世界のREITに投資する。資産の安定的な成長、および配当利回りを高水準に保つことを目標とする。 現金および債券投資の上限10%。 レバレッジは通常行わないものとする。但し、短期的な流動性を貰う為の借入れは可能。

(注) 日本を含む世界のREITに投資する。

(2020年7月末日現在)

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

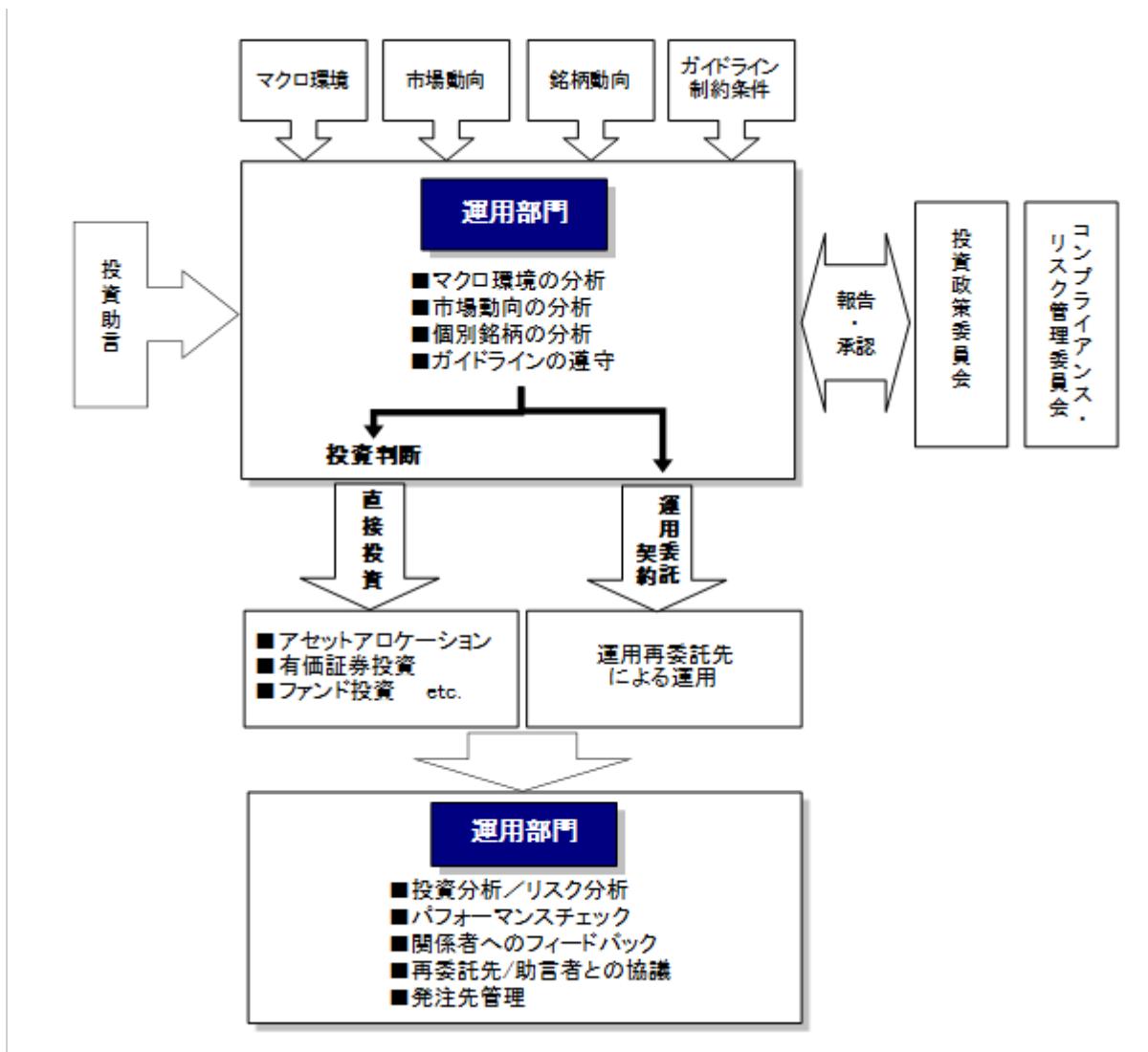
(3) 【運用体制】

< 投資運用会社 >

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資の運用に関する業務を、B N Y メロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

同社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であり、金融商品取引法に基づく登録を受けた投資運用業者である。

< 投資運用会社の運用体制 >



- a . 運用部門では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行い、また、運用再委託先の評価を行う。
- b . 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施する。
- c . 投資および運用再委託先の運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が執行されていることを確認する。

- d . 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告される。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告される。
- e . 運用部門では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成、運用再委託先との協議および発注状況の管理等を実施する。
- f . 運用再委託先または必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的に実施する。

資産の運用に係る投資方針の決定を行う社内組織

投資運用会社の投資方針の決定は、マクロ環境、市場動向、銘柄動向等の分析及びガイドラインの遵守に基づき運用部門が行う。

投資方針の作成、実施にあたっては、投資運用会社独自の分析・調査のほかに B NYメロン・グループ各社等の調査・分析を活用する。また、投資方針の決定は、月に一度開催される投資政策委員会に運用部門から報告され、同委員会は投資方針の決定が適切に行われているか監督し、確認している。

社内規程

以下の規程等に基づき運営している。

「投資政策委員会」運営規程

コンプライアンス・リスク管理委員会規程

ファンド・マネージャー服務規程

運用業務規程

運用の再委託等についての規程

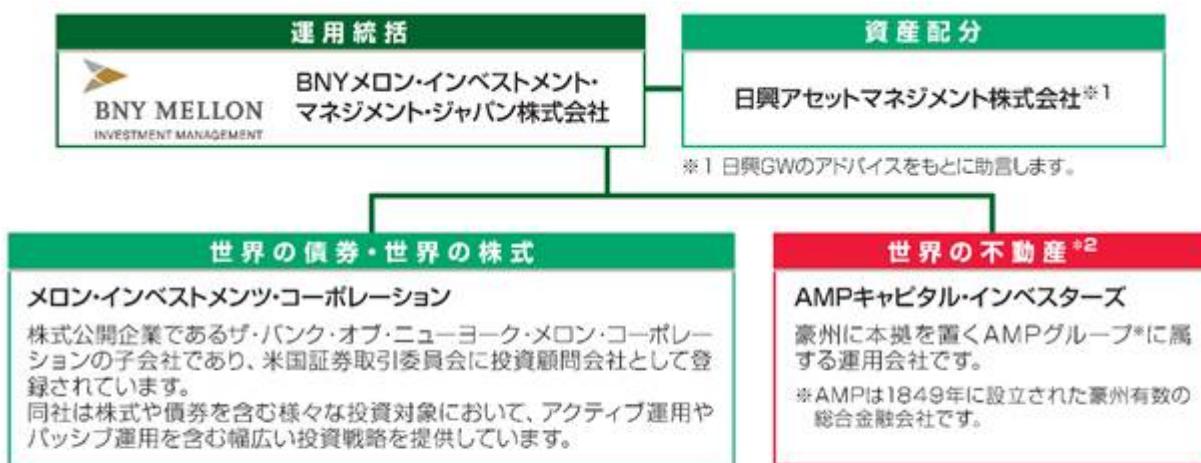
投資一任契約に係る議決権行使に関する規程

投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

<運用体制の全体像>

投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用に関する業務（以下「運用権限」という。）を他の資産運用会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社である資産運用会社を含む。）に委託することができる。本書の日付現在、債券運用および株式運用については副投資運用会社（メロン・インベストメンツ・コーポレーション）に、そして不動産運用については副投資運用会社（AMPキャピタル・インベスタートーズ・リミテッド）に対して、運用権限を委託している。

運用体制について



※2 不動産については、不動産投信(REIT)を中心に、世界の不動産投資証券等へ投資を行います。

＊ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンコーポレーションおよびその支配下にある子会社または関係会社は、米国の規制であるポルカールールに基づき、一定のポルカールール対象ファンドに対して、投資額の制限、従業員および取締役による投資の制限、一定の取引の禁止、保証を行わないこと等を含む制約を受けます。
ファンドはポルカールール適用対象です。

〈ボルカー・ルール〉

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」という。）は、2010年7月に米国議会により制定された。DFAが定める規定を履行するため、金融規制機関は規則を発議し、採択する必要がある。規則の一つは一般に「ボルカー・ルール」と呼ばれており、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（以下「BNYメロン」ということがある。）およびファンドのような金融組織に対し、多数の制約を課している。

2013年12月に、米国連邦金融規制当局のグループが、最終ボルカー・ルールを共同で採択した。BNYメロンは、当該ルールを、規制に応じて、一般的に2017年7月21日よりも前に履行しなければならない。ただし、2013年12月31日以降に設定された対象ファンド（カバード・ファンド）への投資またはそれとの関係については2015年7月21日までに遵守する必要がある。本項目は、ボルカー・ルールのうち、ファンドと投資者に関係しうる規定につき要約するものである。

ファンド、ファンドの管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ボルカー・ルールの適用対象である。

ボルカー・ルールにより、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社によるファンドの運営および募集の方法に影響が生じる。また、ボルカー・ルールは、BNYメロン支配事業体がファンドに投資できる額およびBNYメロン支配事業体の従業員および取締役のうちファンドに投資できる者について規制している。

BNYメロン支配事業体のファンド投資への規制

BNYメロン支配事業体は、2017年7月21日までに当該事業体の保有持分の合計がファンドの発行済保有持分総額の3%以下となる限度で、シード資本の投資その他の方法で、ファンド内に持分を保有することができる（以下「3%ファンド制限」という。）。さらに、BNYメロン支配事業体全体によるファンドおよびその他のすべてのカバード・ファンドへの投資総額は、BNYメロンのTier1資本の3%を超えることはできない（以下「3%総額制限」という。）。現在、BNYメロン支配事業体は3%ファンド制限に適合しており、BNYメロン支配事業体が3%総額制限によりファンドの保有持分の売却を要求されることはないと想定されている。

B N Yメロン支配事業体の従業員および取締役によるファンドへの投資の制限

ファンドの持分を取得した時点で直接ファンドに対し投資助言または投資サービスを提供している者でない限り、2015年7月21日以降、B NYメロン支配事業体の取締役および従業員によるファンドの持分の取得を許可しないこととする。したがって、適格でない取締役または従業員による投資はその日までに売却されなければならない。ただし、2013年12月31日以前に行われた投資についての売却期限は2017年7月21日になる。

名称の変更

ボルカー・ルールにより、トラストおよびファンドは、会社の目的、マーケティング目的、販売促進目的その他の目的において、B NYメロン支配事業体（管理会社および投資運用会社を含む。）と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有することが禁止されている。このため、トラストは、より広範囲なブランド構築についての決定の一環として、2017年7月21日までに名称の変更が必要とされる場合がある。追加情報は、入手可能となった時に提供される予定である。

一定の取引の禁止

ボルカー・ルールは、ファンドとB NYメロン支配事業体の間での、ファンドへの貸付、ファンドに対する信用供与、ファンドからの資産の購入およびファンドへの保証または信用状の発行といった一定の「対象取引（カバード取引）」を禁止している。これにより、ファンドとB NYメロン支配事業体との間の既存のサービス提供の取決め（ファンドとザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンとの間の為替ヘッジの取決めを含む。）の変更が必要とされる可能性がある。

保証を行わないことおよびその他の開示

管理会社および投資運用会社を含むいかなるB NYメロン支配事業体も、直接または間接的に、ファンドまたはファンドの投資先である対象ファンド（カバード・ファンド）の債務または運用成果について、保証、引受け、またはその他の約束をすることができない。

ファンドの持分は、米国連邦預金保険公社の保証を受けておらず、いかなる意味においても、B NYメロン支配事業体の預金または債務にあたらず、あるいはその保証も受けていない。

いかなるファンドの損失も、B NYメロン支配事業体ではなく、投資者が単独で負う。したがって、B NYメロン支配事業体が負う損失は、当該事業体が、当該ファンドの投資者としての資格において保有するファンドの持分に帰属する損失に限定される。

投資者は、ファンドに投資する前に、ファンドの開示書類を読む必要がある。

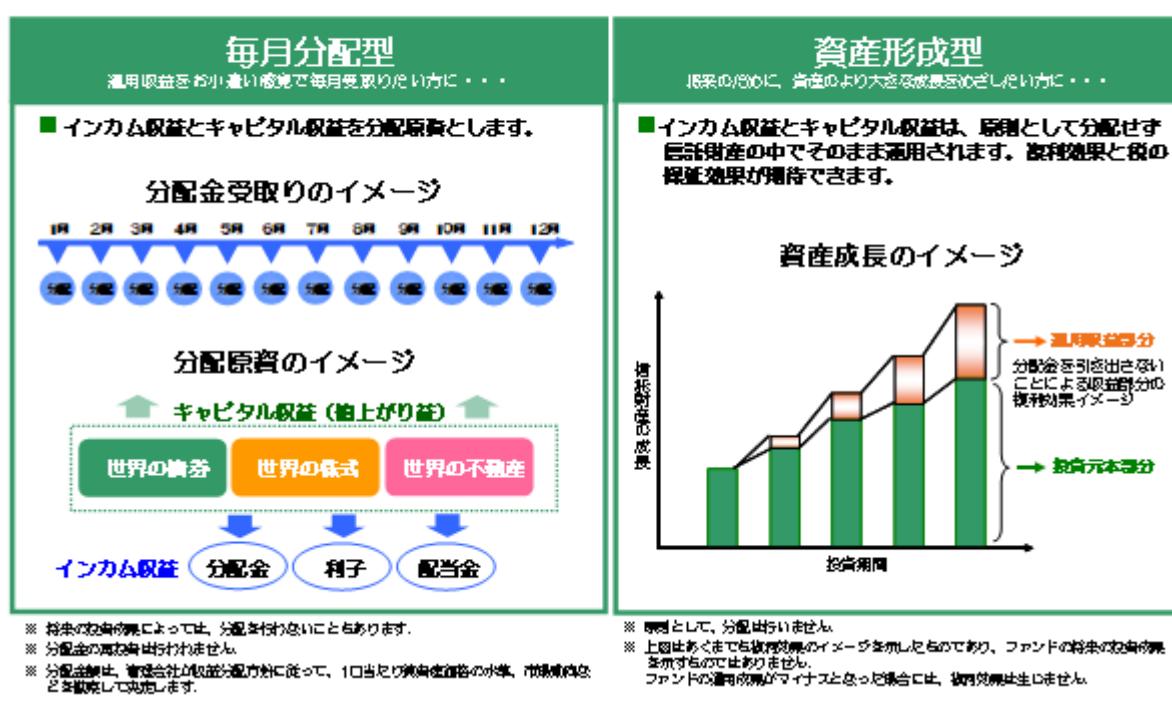
(4) 【分配方針】

受託会社は管理会社の指示に従って、各分配期間（以下「現分配期間」という。）に関して、次の分配期間の分配日に、毎月分配型クラスA受益証券または毎月分配型クラスB受益証券の受益者に、管理会社が決定した金額を分配することができる。分配金はファンドのインカム収益およびキャピタル収益から支払われる。現分配期間に関する分配金は、次の分配期間の分配日に、関係するクラスの受益証券が受益者名簿に登録されている受益者に支払われ、分配金額は端数を切り捨てて円単位まで表示されるものとする。分配基準日は、通常、毎月の15暦日（ファンドの営業日でない場合は直後の営業日）とする。

管理会社は当面の間、資産形成型クラスA受益証券および資産形成型クラスB受益証券について分配を行う予定はない。その結果、かかる受益証券に帰属するファンドのすべてのインカム収益およびキャピタル収益は再投資される見込みであり、かかる受益証券の1口当たり純資産価格に反映される。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

「毎月分配型」と「資産形成型」の2種類をご用意



分配金に関する留意事項

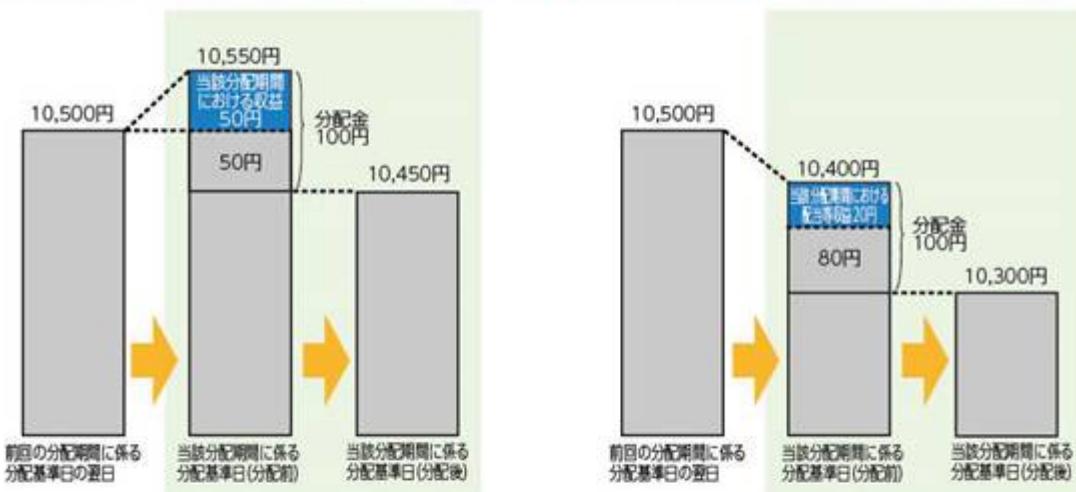
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。



- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る分配基準日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配基準日の翌日から次回の分配基準日までの期間をいいます。

分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合 前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



(注)当該分配期間に生じた収益以外から50円を取り崩す

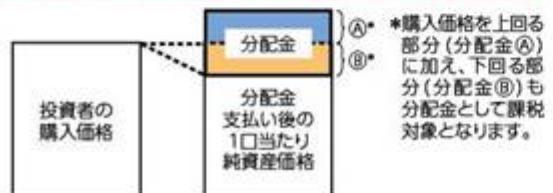
(注)当該分配期間に生じた収益以外から80円を取り崩す

※分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注)分配金に対する課税については、本書の「手続・手数料等」の「ファンドの費用一税金」をご参照ください。

（5）【投資制限】

投資制限

ファンドに適用される投資制限は、以下のとおりである。

- (a) 投資の結果として、ファンドが純資産価額の100%を超える価値を有する証券または一発行体が発行した純資産価額の10%を超える価値を有する証券を交付する義務を負うことになる場合、ファンドは現物証券を空売りすることはできない。
- (b) ファンドが保有するいずれかの企業が発行した同一種類の証券の総数が、管理会社が運用するその他の投資ファンドが保有する同一種類の証券の数と合算した場合に、当該企業が発行した同一種類の証券の総数の50%を超えることはできない。
- (c) 投資の結果として、ファンドが保有するいずれかの企業の株式の総数が当該企業の発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、ファンドはかかる企業の株式を取得することはできない。
- (d) 証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない私募形式で販売された有価証券に投資することはできない。但し、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（適宜改正または代替される。）に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではない。
- (e) ファンドは、土地建物（または土地建物に関するオプションもしくは権利）に投資することはできない。但し、不動産会社の株式または不動産投資信託の持分はこの限りではない。
- (f) ファンドは、融資を行うことはできない。但し、投資対象の取得または預金の預入が融資を構成する場合はこの限りではない。
- (g) 借入金に関するいずれかの者の債務または負債を引き受け、保証し、裏書きし、またはその他の方法で直接的もしくは偶発的な債務を負うことはできない。
- (h) 投資の結果として、ファンドの資産価値の50%以上が日本の金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、ファンドはいかなる投資対象も購入または追加することはできない。
- (i) ファンドは、現物商品、商品にかかるオプションまたは商品を基礎とする投資対象に投資することはできない。
- (j) ファンドは、法律上または経営上の支配権行使する目的で企業に投資することはできない。但し、投資運用会社はファンドのために、ファンドが取得した有価証券に関するすべての権利を使用することができる。

上記の制限に加えて、投資運用会社はファンドの勘定で、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行うことはできない。

ファンドの投資対象の価格の変動、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは受益証券の買戻しなどの結果としてファンドに適用される制限に違反した場合、投資運用会社は直ちに投資対象を売却する義務はない。但し、投資運用会社は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される制限を遵守するために、ファンドの受益者の利益に配慮した合理的に可能な措置を講じるものとする。

借入制限

投資運用会社はファンドの投資目的および投資方針を実行し、諸費用を支払い、または受益証券の買戻資金を調達するために望ましいと判断する場合、ファンドの勘定で資金を借り入れることができる。但し、その時点のファンドの借入総額の元本金額が純資産価額の10%を超えないことを条件とする。投資運用会社は、借入金、借入金の利息および費用の支払いを担保するためにファンドの資産の一部または全部に担保権を設定することができる。

3 【投資リスク】

リスク要因

投資者は受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要がある。ファンドへの投資には大きなリスクが伴う。投資運用会社はファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で潜在的損失を最小限に抑えるために組み立てられた戦略を実行する予定であるが、こうした戦略が実行できること、また実行できたとしても成功を収めることは保証できない。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いため、受益者は保有する受益証券を管理会社による買戻しに限って処分することができる。投資者はファンドに対する投資のすべてまたは大部分を失う可能性がある。従って、各投資者はファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討するべきである。リスク要因に関する以下の記述はファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。

ファンドに投資するリスクは下記を含む。

政治および／または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政府の政策の変化、税制の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受ける。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般的な投資者保護または投資者への情報提供が行われない可能性がある。

ポートフォリオ管理のリスク

投資運用会社および／またはその委託先は、効率的なポートフォリオ管理のために先物やオプションを利用して、ファンドに代わって様々なポートフォリオ戦略を取ることができる。

新興国市場のリスク

ファンドは直接的または間接的に新興国市場の企業の株式に投資することができる。このような株式には大きなリスクが伴い、投機的とみなすべきである。こうしたリスクには（a）接收、没収課税、国有化および社会、経済、政治不安のリスクが大きいこと、（b）現時点において新興国市場の発行体の証券市場の規模が小さく、取引が少なく、または取引がないため、流動性に欠け、価格変動性が大きいこと、（c）国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または業種への投資制限など、投資機会が制限される場合があること、および（d）民間投資、外国投資および私有財産に適用される法的枠組みが十分に発達していないことなどがある。

保管リスク

ファンドは直接的または間接的に保管制度および／または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合がある。このような市場で取引され、また副保管人に委託されたファンドの資産は副保管人の使用が必要となる状況下ではある種のリスクにさらされる。かかるリスクには、物理的市場で代金決済と引換えに現物の引渡しが行われない結果として偽造された有価証券が出回っていること、企業行為に関する情報が乏しいこと、登録手続が有価証券の供給に影響を与えていたこと、適当な法律／税務に関する助言が不足していること、中央預託機関に賠償制度／リスク基金がないことなどを含む。

債券

ファンドは直接的または間接的に格付の低い債券に投資することができる。格付の低い債券とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）の格付がBaa未

満、S & P グローバル・レーティング（以下「S & P」という。）の格付がBBB未満の債券をいう。ファンドが保有する債券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは経済状況もしくはその両方が悪化し、または金利が予想外に上昇した場合、元本と利息を支払う発行体の能力が損なわれる可能性が高くなる。こうした債券には大きなデフォルト・リスクが伴い、投資対象の資産価値に影響を及ぼすことがある。

発行体が遅滞なく元本と利息を支払うことができない場合（または支払うことができないと思われる場合）、債券の価値は債券の額面金額に近づく。債券の流動性のある取引市場がない場合、かかる債券の適正価格が設定できないことがある。

ムーディーズまたはS & P が債券に付与した格付に、債券の市場価格の変動性またはかかる債券投資の流動性の評価は織り込まれていない。債券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合は、売却できなくなる可能性がある。

不動産証券

ファンドは直接的または間接的に証券取引所に上場されている不動産証券（北米、ヨーロッパ、日本および日本を除くアジア太平洋諸国のREIT（不動産投資信託）、LPT（上場不動産投資信託）、不動産証券会社およびREIT型投資対象を含む。）に投資することができる。不動産市場に影響する要因の多くがこうした証券にも影響を及ぼす。このような要因には、対象となる不動産の質、所在地、（事務所、ショッピングセンター、工業用などの）ある種の不動産の需給要因、所有する不動産の賃貸特性、賃貸収入の水準などを含む。

派生商品の空売り

投資運用会社はファンドの勘定で先物契約、店頭為替先渡契約およびオプションの空売りを行うことができる。空売りによってファンドは更なるリスクにさらされることがある。

先物

先物の価格は変動性が大きい。先物やオプション取引に必要な証拠金は通常、小額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっている。その結果として、先物の小さな値動きによって投資者が大きな損失を被ることがある。先物取引の結果、投資額を超える損失を被る危険性がある。

先物取引は流動性に欠けることがある。一部の取引所は特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が所定の制限を超える取引を許可していないため、投資運用会社は不利なポジションを迅速に売却できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがある。また一部の法域の取引所および規制機関では個人またはグループが保有し、または支配できる特定の先物ポジションの数に投機的ポジションの制限を課している。投機的ポジション制限の遵守を判定する際には、ファンドのアウトライ特の先物ポジションを投資運用会社もしくはその委託先またはそれらの親会社が所有し、または支配するすべての先物ポジションと合計しなければならない。その結果、投資運用会社は特定の先物のポジションを取ることができず、またファンドの勘定で特定の先物のポジションを処分せざるを得なくなる可能性がある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性はファンドの勘定で迅速に投資対象を売却する投資運用会社の能力に関係する。比較的流動性が低い有価証券の市場は流動性が高い有価証券の市場に比べて変動性が大きい傾向がある。比較的流動性が低い有価証券にファンドの資産を投資した場合、投資運用会社は希望する価格で、希望する時にファンドの投資対象を処分できないことがある。前述のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が「一日の値幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合がある。個々の先物の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を執行する用意がない限り、先物のポジションを取

ることも解消することもできなくなる。それと同様の事態が生じた場合、投資運用会社は不利なポジションを迅速に売却できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがある。更に、取引所が特定の契約の取引を中止し、直ちに清算および決済を命じたり、特定の契約の取引は決済目的に限定する命令を下す可能性がある。流動性不足のリスクは店頭市場でも発生する。先物契約の規制された市場はなく、買い呼び値と売り呼び値を建てるのは先物の取扱業者だけである。非市場性証券への投資には流動性リスクがあり、評価が難しいほか、発行体に規制された市場の投資者保護に関する規則は適用されない。

為替市場とヘッジ

ファンドが円以外の通貨建ての債務証券に投資する場合、為替レートの変動リスクにさらされる。現時点でそのような予定はないが、投資運用会社はファンドのために上記の投資に伴うリスクの吸収を試みることができる。為替取引を実行する市場は変動性が大きく、極めて専門的である。こうした市場では流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短期間に、しばしば数分の間に発生する。為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利のリスク、現地の為替市場、外国投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性などを含むが、上記に限定されない。

投資運用会社はこうした為替リスクをヘッジするために為替先渡契約、オプション、先物およびスワップなどの金融商品を利用することができる。ポートフォリオのポジションの価値が下落するリスクをヘッジしてもポジションの価値の変動を抑え、損失をなくすことはできないが、同じ出来事から利益を上げるように組み立てられた別のポジションを設けることで、ヘッジしたポジションの価値の下落は緩和される。ヘッジ取引ではポートフォリオのポジションの価値が上昇した場合に利益を上げる機会も制限される。

ファンドのヘッジ取引が成功するか否かは為替と金利の方向性の動きにかかっている。ヘッジ戦略に使用する金融商品の値動きとヘッジするポートフォリオのポジションの値動きとの相関性の度合いは変化することができる。投資運用会社はヘッジ戦略に使用される金融商品とヘッジするポートフォリオの保有資産との間に完全な相関性の確立を求めるることはできない。こうした不完全な相関性によりファンドは意図するヘッジを達成することができないか、または損失のリスクにさらされる可能性がある。

派生商品

派生商品には価値がひとつ以上の原証券、金融指数またはベンチマークにリンクした商品および契約等がある。派生商品によって投資者は原資産に投資するコストのほんの一部で特定の証券、金融指数またはベンチマークの値動きをヘッジし、またはかかる値動きに投機的な取引をすることができる。派生商品の価値は原資産の価格変動に大いに依存している。したがって原資産の取引に関連するリスクは派生商品取引にも当てはまるが、それ以外にも派生商品取引には数多くのリスクがある。一例として、派生商品では取引を実行する際に支払い、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小さな値動きによって投資した全額を失うばかりでなく、ファンドが当該取引の当初の投資金額を上回る損失を被る危険性がある。更に、投資運用会社がファンドの勘定で取得を希望する派生商品を特定時点で満足できる条件で入手できるという保証はない。

レバレッジ、利息およびマージン

投資運用会社はファンドに代わって、投資に利用する資金の額を増やすために、証券会社、銀行およびその他の金融機関から資金を借り入れることができる。その結果として、投資運用会社が借入を行う利息の水準がファンドの運用実績に影響を及ぼす。また投資運用会社は先物、店頭為替先渡契約、オプションおよびその他の派生商品取引などの商品を使って投資リターンを引き上げる（レバレッジをかける）ことができる。投資運用会社がファンドの勘定で借入を利用する結果として追加的リスクが発生する。例えば、ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証拠金の価値が目減りした場合、ファンドには「追い証」が発生し、ブローカーに追加の資金を預け入れる必要があり、さもなければ目減り分を補填するために強制的に証拠金が取り崩されることになる。ファンドの資産価値が急落した場合、投資運用会社はファンドの証拠金債務を支払う十分な資産を迅速に処分できないかも知れない。またレバレッジによって投資者が被る損失が増大することがある。先物市場では預け入れる証拠金が小額である場合が多い。預け入れる証拠金が小額であるということは、先物の比較的小さな値動きでも直ちに多額の損失を被る危険性があるということである。例えば、購入の時点で先物契約の10%を証拠金として預けた場合、先物契約の価格が10%下落し、その時点で取引を手仕舞う場合、結果的に仲介手数料を差し引く前に証拠金をすべて失うことになる。

買戻しの影響

大量の受益証券の買戻しが行われる場合、投資運用会社は買戻しに必要な資金を調達するために望ましいペースよりも早くファンドの投資対象を処分せざるを得なくなる可能性がある。

決済リスク

ファンドは投資運用会社がファンドのために取引を行う相手方当事者の信用リスクにさらされるほか、決済不履行のリスクを負う。決済の問題はファンドの純資産価額および流動性に影響を及ぼす。

金利の変動

金利の変動は、発行体のファンダメンタルズに対する見通しおよびその他の投資者の意思決定に影響するため、ファンドが投資した債務証券の価値に影響を及ぼす。更に、金利の変動は投資運用会社がファンドの勘定で売買する派生商品の価値および価格設定にも影響を与える。

株式

株式への投資に伴うリスクには、市場価格の変動、特定の発行分に悪影響を及ぼす事象および株式が支払いを受ける優先権の点で債務証券などのその他の社債に劣後することなどがある。

時価総額リスク

ファンドは、時価総額が中小規模の企業の株式、またはかかる株式に関連する金融商品に投資を行う。かかる株式または金融商品は、大企業の株式に比べて市場が限定的な場合があり、かかる株式または金融商品への投資は、大企業の株式またはこれに関連する金融商品への投資に比べて大きなリスクおよび変動性を伴う場合がある。したがって、時価総額が大きく、大規模な取引市場を有する会社の株式に比べ、時価総額が中小規模の企業の株式を有利な時期に、または大幅な価格の下落なくして売却することがより困難となることがある。

時価総額が小さい会社は、発展の初期段階にあり、より大きな事業リスクにさらされ、かつ製品構成および財務資源が限定されており、評価が確立した企業に比べて経営が未熟である可能性がある。さらに、これらの会社は、同じ業界の大企業との競争に耐えるのが困難である可能性がある。

時価総額が小さい会社の株式は、取引量が少ない（したがって、実勢価格を下回る価格で売却せざるを得ないか、または長期間にわたって小口で売却せざるを得ない）可能性があり、投資アナリストから調査されることが少なく、また価格変動の幅が大きいため、時価総額が大きい企業の株式への投資に比べて、損失の機会が発生する可能性が高くなる。中小企業の株式は、一般的に、厳しい経済報告等の不利な市場要因の影響を受けやすくなる。小型株の取引コストは、大型株の取引コストに比べて高くなる可能性がある。

経済状況

その他の経済状況（例として、インフレ率、業界の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法等の無数の要因を含む。）はファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。こうした状況はいずれも投資運用会社の支配が及ばない。ファンドが直接または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性はファンドの投資および再投資を管理する投資運用会社の能力を損ない、ファンドは損失のリスクにさらされる。

為替先渡契約と為替取引

投資運用会社はファンドの勘定で、ヘッジまたは投機の目的で、様々な国の通貨と国際的通貨との間で店頭為替先渡契約および通貨または為替先渡契約のオプションを取引することができる。店頭為替先渡契約については、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で買い、または売って別の通貨と交換する契約上の合意に基づいて実行される場合が多い。

投資運用会社が店頭為替先渡契約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡し、または引渡しを受ける取引相手に依存することになる。為替先渡契約または店頭為替先渡契約の日々の値動きに制限はなく、取扱業者はこうした取引のマーケット・マークを継続する義務を負わない。これまでにも店頭為替先渡契約の取扱業者が取引の値段を付けることを拒絶したり、買い呼び値と売り呼び値の間に異常に広い格差がある値段を付けた期間があった。取引相手は常にこうした取引の値段を付けることを拒絶することができる。投資運用会社はファンドの勘定で店頭為替先渡契約を取引する際に取扱業者の信用破綻または取引に関する取扱業者の履行不能もしくは履行拒絶のリスクにさらされる。取引相手が履行を怠った場合、取引の予想される利益を失う結果となる。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

投資運用会社はファンドの勘定で店頭取引を行う。一般論として店頭市場は組織化された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていない。更に一部の組織化された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられない。このためファンドは信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引の相手方が取引を決済しないリスクにさらされる。更に投資運用会社が取引をある取引の相手方に集中させることに関して制限はないた

め、投資運用会社がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べてファンドはデフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになる。

ファンドは支払不能、破産、政府による禁止等の原因により取引の相手方が取引を履行できないリスクにさらされ、ファンドに多額の損失が発生する危険性がある。こうしたリスクを軽減するため、投資運用会社はファンドの取引を投資運用会社が信用力が高いと考える取引の相手方だけに限る予定である。

将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。更に米国の証券取引委員会や証券取引所は市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的実施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。証券および派生商品の規制は米国内外において急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大な悪影響となる可能性がある。

FATCA

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）により、ファンドがFATCAに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはFATCAに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額が減少することになる。

販売会社においてFATCAに関連する法令、規制またはガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性がある。

分配について

管理会社は当面の間、資産形成型クラス A 受益証券または資産形成型クラス B 受益証券の受益者に分配を行う予定はない。したがって、かかる受益証券への投資は財務上の目的または税務上の目的で自らの収益を求める投資者には適していない。

ボルカー・ルール

ボルカー・ルールは、一般に、B NYメロンおよびその関連会社と、B NYメロンおよび／またはその関連会社により運営される一定の合同運用ビークル（ファンドを含む。）との間における信用供与を伴う一定の取引を禁止している。B NYメロン関連会社は、世界各国において証券清算・決済サービスをプローカー・ディーラーに提供している。証券清算・決済プロセスの運用構造上、証券清算機関とファンドとの間に意図しない日中信用供与が生じる可能性がある。その結果、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、B NYメロン関連会社を証券清算機関として利用するプローカー・ディーラーを通じてファンドのために取引を遂行する際に制限を受ける。当該制限を受けた場合、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、当該制限を受けなければ最良執行義務を履行する際に利用したであろうプローカー・ディーラーを通じて取引を遂行することを妨げられる可能性がある。

リスクに対する管理体制

リスク管理について、投資運用会社においては、運用部門やコンプライアンス部門など複数の担当部署により、全般的なリスクの監視や管理を行っている。

また、それらの状況は定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等へ報告され、必要に応じて改善策を審議している。

また、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、投資運用会社に定期的に報告する。

ファンドは、日本証券業協会および一般社団法人投資信託協会の規則に従い、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資運用会社が定めた合理的かつ適切な方法に反することとなる取引を行わない。

投資運用会社は、一の者に係るエクスポートジャーの純資産総額に対する比率がエクスポートジャーの区分（以下に定義する。）ごとにそれぞれ10%、合計で20%（以下「基準比率」という。）を超えることのないように運用することを決定している。投資運用会社は、基準比率を超えることとなった場合、定められた比率を超えることが判明した日から1ヶ月以内に基準比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で1ヶ月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、出来る限り速やかに基準比率以内に調整を行う。ただし、投資信託の設定当初、買戻し及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合は、このような調整を行わないことができる。

上記において、エクスポートジャーの区分とは、以下を意味する。

- () 株式及び投資信託証券の保有により生じるエクスポートジャー（株式等エクスポートジャー）
- () 有価証券（（ ）に定めるものを除く。）、金銭債権（（ ）に該当するものを除く。）及び匿名組合出資持分の保有により生じるエクスポートジャー（債券等エクスポートジャー）
- () デリバティブ取引その他の取引により生じるエクスポートジャー（デリバティブ等エクスポートジャー）

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下「デリバティブ取引」という。）については、ヘッジ目的に限定されない取引を行うことができる。日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）の定めに従い、デリバティブ取引等（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含む。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR

方式)の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%以内とする。

リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1万口当たり純資産価格の推移

毎月分配型クラスA



ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2015年8月～2020年7月



毎月分配型クラスB



2015年8月～2020年7月



資産形成型クラスA



2015年8月～2020年7月



資産形成型クラスB



2015年8月～2020年7月



*分配金再投資1万口当たり純資産価格は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格と異なる場合があります。

*年間騰落率は2015年8月から2020年7月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

*資産形成型クラスA/Bについては分配の実績はないため、分配金再投資1万口当たり純資産価格は1万口当たり純資産価格と等しくなります。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものです。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)（配当込み）

東京証券取引所市場一部に上場する全ての日本企業（内国普通株式全銘柄）を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。

先進国株・・・MSCI Kokusai (World ex Japan) Index（配当込み、円ベース）

MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。

新興国株・・・MSCI EM (Emerging Markets) Index（配当込み、円ベース）

MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。

日本国債・・・NOMURA-BPI 国債

野村證券株式会社が算出・公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)

FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。

新興国債・・・THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index(円ベース)

J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指標です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指標の騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、当該騰落率に関する問題について、何らの責任も負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

クラスA 受益証券 最大4.0%

クラスB 受益証券 なし

日本国内における申込手数料

クラスA 受益証券の申込みについては、以下の申込手数料が課せられる。

申込口数	申込手数料
1億口以上 10億口未満	1.65% (税抜1.50%)
10億口以上	0.55% (税抜0.50%)

(注) 管理会社および日本における販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

申込手数料は、申込時に支払われるもので、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価となる。

クラスB 受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。但し、クラスB 受益証券については条件付後払申込手数料（以下「C D S C」という。）が発生する。本書の日付現在、日本の消費税はC D S Cに対し課せられない。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

クラスA 受益証券については買戻し手数料は発生しない。

クラスB 受益証券については、当該受益証券の購入時点における1口当たり純資産価格に基づき条件付後払申込手数料（C D S C）が以下のとおり買戻金額に課せられる。

C D S Cは、換金（買戻し）時に支払われるもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務等を含む。）の対価となる。

本書の日付現在では、日本の消費税はC D S Cに対し課せられない。

受益証券の購入後の経過年数（ ）	条件付後払申込手数料（C D S C）
1年未満	4.00%
1年以上 2年未満	3.50%
2年以上 3年未満	3.00%
3年以上 4年未満	2.25%
4年以上 5年未満	1.50%
5年以上 6年未満	0.55%
6年以上 7年未満	0.20%
7年以上	なし

() 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含む。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が2020年10月1日であり国内における買戻約定日が2023年9月30日であった場合、当該買戻しについては3.00%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2020年10月1日であり国内における買戻約定日が2023年10月1日であった場合、当該買戻しについては2.25%の条件付後払申込手数料が課せられる。

- (注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定される。
- (注2) 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。
- (注3) クラスB受益証券の1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。
- (注4) 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続きを行う日本における販売会社を通じて精算される。

(3) 【管理報酬等】

(a) 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産の中から、各評価日に計算した純資産価額に対して年率0.99%を上限とする管理報酬を受け取る権利を有し、毎月後払いされるものとする。当該料率は純資産価額が300億円以下の部分については0.99%、300億円超500億円以下の部分については0.94%、500億円超1,000億円以下の部分については0.91%、1,000億円超の部分については0.86%とする。

また管理会社はファンドの資産の中から、各評価日に計算したクラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64%の販売管理報酬を受け取る権利を有し、毎月後払いされるものとする。さらに管理会社はファンドの資産の中から、日本におけるファンドの登録、受益証券の販売または受益証券に対する持分に関連して管理会社が負担した費用の弁済を受ける権利を有する。

管理会社は自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、投資運用にかかるさらなる受任者の報酬を支払う責任を負う。

管理報酬および販売管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務等を含む。）の対価として管理会社に支払われる。

(b) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

(c) 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、手数料および諸費用とともに、毎月後払いされる。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として保管会社に支払われる。

(d) 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%（但し、最大年間報酬額は7,500米ドル）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、四半期毎に後払いされる。

受託報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

(e) 販売報酬

日本における販売会社は、日本における受益証券の販売会社としての資格において、ファンドの資産から、クラスA受益証券に帰属する純資産価額については、ファンドの純資産額が300億円以下の部分については年率0.60%、300億円超500億円以下の部分については、0.65%、500億円超1,000

億円以下の部分について0.68%、1,000億円超の部分については0.73%の報酬を受領する権利を有し、クラスB受益証券に関しては、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に関し、ファンドの純資産額が300億円以下の部分については年率0.40%、300億円超500億円以下の部分については0.45%、500億円超1,000億円以下の部分について0.48%、1,000億円超の部分については0.53%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

販売報酬は、ファンド証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われる。

(f) 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

代行協会員報酬は、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われる。

(4) 【その他の手数料等】

(a) その他の手数料等

ファンドは、さらに、(a) ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに(b) () 法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、() 仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税され得る発行または譲渡税、() 副保管会社の報酬および費用、() 政府および政府機関に支払うべきすべての税金および企業費用、() 借入利息、() 投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、() 保険料（もしあれば）、() 訴訟および補償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および() ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理にかかるすべての経費および費用を負担する。当該経費および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産価額に応じて当該経費および費用を負担する。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。

(注) 弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。監査費用は、ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われる。

(b) 投資先ファンドの報酬および費用

ファンドは、組入投資信託の資産から支払われることがあるすべての報酬および費用（組入投資信託の受託会社、管理会社、投資顧問会社および他の関係法人に支払うべき報酬および費用を含む。）

（上限年率1.00%（注））を間接的に負担する。この他にも投資先ファンドには比率に割り戻すことができない報酬・費用等が課されているものがある。（なお、各組入投資信託がさらに投資するファンドにおいても管理報酬等が発生する。しかし、これら投資先ファンドは、これら管理報酬等について開示していない。このため、その管理報酬等を事前に計算することができないので、その額や計算方法を記載していない。）

(注) 上限年率は2020年7月末日現在の情報に基づくものである。

上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なるので、表示することができない。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

2020年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることはない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（受益者の請求による転換の場合および7年経過によるクラスB受益証券からクラスA受益証券への転換の場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越し可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。但し、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課さない。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領している。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されない。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(資産別および地域別の投資状況)

(2020年7月末日現在)

資産の種類	国名 (発行地)	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託	アイルランド	7,227,347,161	38.65
	オーストラリア	3,604,068,814	19.27
株式	米国	2,835,546,655	15.16
	台湾	266,921,394	1.43
	スイス	190,435,206	1.02
	中国	175,708,911	0.94
	日本	173,626,150	0.93
	フランス	158,833,464	0.85
	アイルランド	135,544,559	0.72
	ノルウェー	88,600,785	0.47
	香港	88,172,772	0.47
	オーストラリア	86,005,598	0.46
	イタリア	66,948,646	0.36
	ドイツ	66,267,782	0.35
	イギリス	53,079,280	0.28
	ベルギー	44,415,928	0.24
債券	ノルウェー	538,267,903	2.88
	シンガポール	530,602,657	2.84
	カナダ	530,060,848	2.83
	ニュージーランド	451,067,607	2.41
	オーストラリア	445,499,807	2.38
	ドイツ	87,367,557	0.47
預託証券	中国	92,153,365	0.49
中期債券	ドイツ	82,236,952	0.44
小計		18,018,779,801	96.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		681,026,738	3.64
合計 (純資産価額)		18,699,806,539	100.00

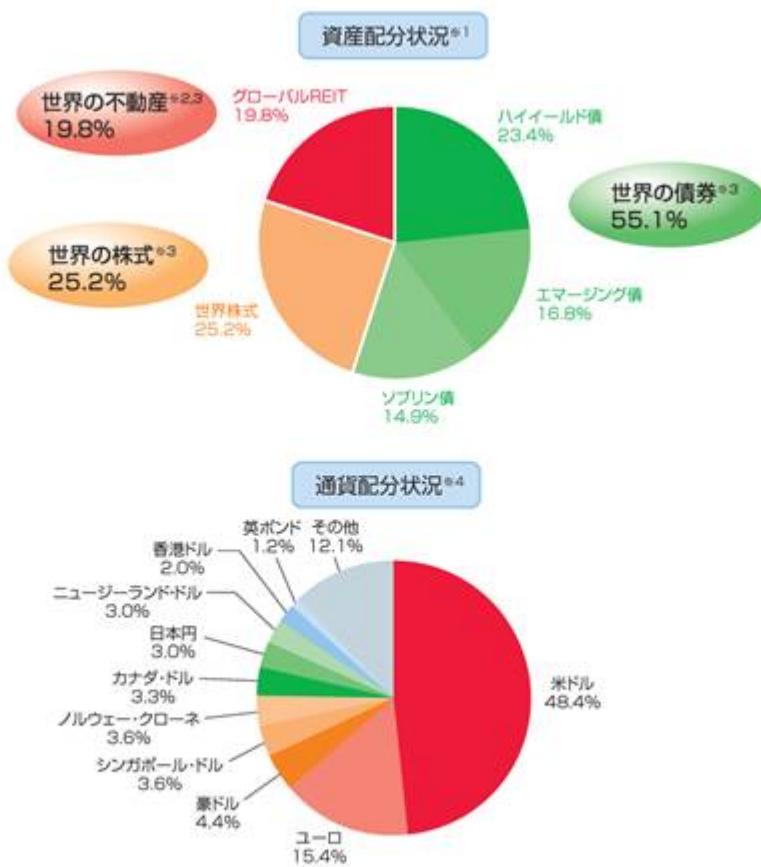
(注) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

<参考情報>

投資状況

ポートフォリオについて

(2020年7月末日現在)



*1 資産配分の状況は各資産の運用会社に配分した資金の時価総額をファンドの純資産価額(現金を除きます。)で除した値です。

*2 不動産については、不動産投信(REIT)を中心に世界の不動産投資証券等へ投資を行います。

*3 株式・債券・不動産については、他の投資信託への投資を通じて実質的に株式・債券・不動産投信(REIT)に投資しているものも含まれます。

*4 通貨配分の状況は各資産が実際に投資を行っている通貨の配分比率です。

* 上記円グラフの数値は、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が取得可能な情報を基に集計した概算値です。

* 上記円グラフの数値は小数点第2位を四捨五入しており、端数処理の影響で必ずしも足し合っても100%にならないことがあります。

(2)【投資資産】

上位30銘柄(2020年7月末日現在)

<投資信託>

順位	銘柄名	国・地域名	種類	口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	AMP CAPITAL GLOBAL REIT FUND	オーストラリア	投資信託	55,468,183	75.90	4,210,260,170	64.98	3,604,068,814	19.27
2	BNY MLN EMG MKT DEBT OPP USD X INC	アイルランド	投資信託	30,051,455	116.75	3,508,650,426	100.39	3,016,939,752	16.13
3	BNY MLN GLOBAL HI YLD BND EUR X HED INC	アイルランド	投資信託	19,844,551	127.49	2,529,889,608	109.07	2,164,392,824	11.57
4	BNY MLN GLOBAL HI YLD BND USD X INC	アイルランド	投資信託	20,264,208	103.51	2,097,639,385	100.97	2,046,014,585	10.94

<債券>

順位	銘柄名	国・地域名	種類	利率(%)	償還日	額面金額	取得価額(円)	時価(円)	投資比率(%)
1	AUSTRALIAN GVT 3.25 21APR29 SER138	オーストラリア	債券	3.250	2029/4/21	1,530,000豪ドル	124,007,047	139,088,084	0.74
2	QUEENSLAND TREAS 6.5 14MAR33 SER 33	オーストラリア	債券	6.500	2033/3/14	1,000,000豪ドル	103,680,226	117,895,931	0.63
3	NEW ZEALAND GVT 3.5 14APR33 SE 0433	ニュージーランド	債券	3.500	2033/4/14	1,225,000ドル	107,001,401	112,794,972	0.60
4	NEW ZEALAND GVT 2.75 15APR37 SER437	ニュージーランド	債券	2.750	2037/4/15	1,270,000ドル	99,788,741	111,059,935	0.59
5	NEW ZEALAND LOCAL GOVT 4.5 15APR27	ニュージーランド	債券	4.500	2027/4/15	1,290,000ドル	106,548,087	110,851,395	0.59
6	NORWAY KINGDOM 2 26APR28 SER 480	ノルウェー	債券	2.000	2028/4/26	8,550,000ノルウェー・クローネ	108,477,879	110,745,067	0.59
7	NORWAY KINGDOM OF 3 14MAR24 SER476	ノルウェー	債券	3.000	2024/3/14	8,380,000ノルウェー・クローネ	107,213,118	106,672,290	0.57
8	WESTERN AUST TREAS 2.75 24JUL29	オーストラリア	債券	2.750	2029/7/24	1,200,000豪ドル	88,780,968	101,901,021	0.54
9	NORWAY KINGDOM 1.75 06SEP29 SER481	ノルウェー	債券	1.750	2029/9/6	7,755,000ノルウェー・クローネ	97,050,710	99,635,226	0.53
10	NEW ZEALAND GOVT 3 20APR29 SER0429	ニュージーランド	債券	3.000	2029/4/20	1,165,000ドル	93,085,144	97,714,135	0.52

<株式・預託証券>

順位	銘柄名	国・地域名	種類	業種	株数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率(%)
						単価	金額	単価	金額	
1	APPLE INC	米国	株式	コンピューター、電子・光学製品の製造	5,530	28,608.26	158,203,684	40,186.23	222,229,863	1.19
2	ALPHABET INC-CL C	米国	株式	本社の事業、経営コンサルタント事業	1,246	108,670.93	135,403,973	159,952.19	199,300,430	1.07
3	AMAZON.COM INC	米国	株式	自動車およびオートバイ以外の小売業	506	192,634.95	97,473,285	318,753.40	161,289,220	0.86
4	MEDIATEK INC	台湾	株式	コンピューター、電子・光学製品の製造	56,000	1,301.62	72,890,831	2,494.89	139,713,942	0.75
5	VISA INC CLASS A SHARES	米国	株式	保険および年金基金以外の金融サービスに対するその他の補助事業	6,716	13,984.89	93,922,490	20,268.58	136,123,807	0.73
6	SPLUNK INC	米国	株式	出版事業	5,877	10,749.30	63,173,625	21,869.72	128,528,370	0.69
7	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACT COMP	台湾	株式	コンピューター、電子・光学製品の製造	84,000	803.53	67,496,439	1,514.37	127,207,452	0.68
8	INGERSOLL-RAND INC	米国	株式	機械装置設備の製造(他に分類されないもの)	33,937	2,984.10	101,271,449	3,322.39	112,752,061	0.60
9	NVIDIA CORP	米国	株式	コンピューター、電子・光学製品の製造	2,406	31,116.02	74,865,153	44,343.14	106,689,595	0.57
10	SALESFORCE.COM INC	米国	株式	コンピューター・プログラミング、コンサルタント業および関連事業	4,935	13,380.99	66,035,190	20,022.09	98,809,031	0.53
11	TELENT HOLDINGS LTD	中国	株式	電気通信	13,500	5,260.38	71,015,118	7,196.49	97,152,617	0.52
12	JPMORGAN CHASE AND CO	米国	株式	持株会社の事業	9,576	10,125.74	96,964,130	10,133.25	97,035,976	0.52
13	TRANE TECHNOLOGIES PLC	アイルランド	株式	電気機器の製造	8,097	10,916.56	88,391,406	11,578.77	93,753,261	0.50
14	ALIBABA GROUP HOLDING SP ADR	中国	預託証券	情報サービス活動	3,491	19,595.93	68,409,397	26,397.41	92,153,365	0.49
15	HORIZON THERAPEUTICS PLC	米国	株式	科学的研究および開発	14,189	5,020.47	71,235,514	6,478.72	91,926,546	0.49
16	SERVICENOW INC	米国	株式	出版事業	2,036	36,213.60	73,730,896	45,057.54	91,737,159	0.49

<参考情報>

投資有価証券の主要銘柄

(2020年7月末日現在)

上位10銘柄

株式・投資信託

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	AMP CAPITAL GLOBAL REIT FUND	19.27
2	BNY MLN EMG MKT DEBT OPP USD X INC	16.13
3	BNY MLN GLOBAL HI YLD BND EUR X HED INC	11.57
4	BNY MLN GLOBAL HI YLD BND USD X INC	10.94
5	APPLE INC	1.19
6	ALPHABET INC-CL C	1.07
7	AMAZON.COM INC	0.86
8	MEDIATEK INC	0.75
10	VISA INC CLASS A SHARES	0.73

債券

順位	銘柄名	投資比率(%)
9	AUSTRALIAN GVT 3.25 21APR29 SER138	0.74

(注)投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2020年7月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

() 毎月分配型クラスA受益証券

	純資産価額(円)	1口当たり 純資産価格(円)
第6会計年度末 (2011年3月末日)	3,797,609,682	0.5583
第7会計年度末 (2012年3月末日)	2,901,914,465	0.4633
第8会計年度末 (2013年3月末日)	11,607,550,887	0.4998
第9会計年度末 (2014年3月末日)	13,024,458,779	0.5264
第10会計年度末 (2015年3月末日)	13,334,959,611	0.5491
第11会計年度末 (2016年3月末日)	10,718,209,321	0.4466
第12会計年度末 (2017年3月末日)	14,507,806,097	0.4189
第13会計年度末 (2018年3月末日)	13,361,087,701	0.3983
第14会計年度末 (2019年3月末日)	11,110,174,989	0.3816
第15会計年度末 (2020年3月末日)	7,799,654,556	0.3170
2019年8月末日	10,047,486,025	0.3606
9月末日	10,030,303,427	0.3669
10月末日	9,952,370,573	0.3748
11月末日	9,831,694,413	0.3769
12月末日	9,740,736,706	0.3824
2020年1月末日	9,579,742,682	0.3816
2月末日	9,115,117,107	0.3669
3月末日	7,799,654,556	0.3170
4月末日	8,071,440,086	0.3293
5月末日	8,375,578,940	0.3432
6月末日	8,477,317,300	0.3491
7月末日	8,618,450,619	0.3594

() 資産形成型クラスA 受益証券

	純資産価額(円)	1口当たり 純資産価格(円)
第6会計年度末 (2011年3月末日)	134,148,412	0.9420
第7会計年度末 (2012年3月末日)	397,877,941	0.9262
第8会計年度末 (2013年3月末日)	5,932,451,308	1.1459
第9会計年度末 (2014年3月末日)	5,571,888,218	1.3242
第10会計年度末 (2015年3月末日)	5,186,951,726	1.5112
第11会計年度末 (2016年3月末日)	4,028,754,556	1.3535
第12会計年度末 (2017年3月末日)	3,723,998,982	1.4139
第13会計年度末 (2018年3月末日)	3,396,084,681	1.4648
第14会計年度末 (2019年3月末日)	3,152,017,574	1.5392
第15会計年度末 (2020年3月末日)	2,493,855,568	1.3489
2019年8月末日	2,989,705,013	1.5057
9月末日	3,027,136,563	1.5360
10月末日	3,067,769,309	1.5734
11月末日	3,040,067,205	1.5867
12月末日	3,057,816,841	1.6141
2020年1月末日	3,027,473,043	1.6146
2月末日	2,923,541,600	1.5566
3月末日	2,493,855,568	1.3489
4月末日	2,598,708,080	1.4058
5月末日	2,708,770,055	1.4693
6月末日	2,736,801,234	1.4988
7月末日	2,804,882,480	1.5476

() 毎月分配型クラス B 受益証券

	純資産価額(円)	1口当たり 純資産価格(円)
第6会計年度末 (2011年3月末日)	168,320,566,344	0.5398
第7会計年度末 (2012年3月末日)	88,171,589,431	0.4430
第8会計年度末 (2013年3月末日)	58,175,143,629	0.4725
第9会計年度末 (2014年3月末日)	47,017,215,015	0.4927
第10会計年度末 (2015年3月末日)	42,947,343,488	0.5083
第11会計年度末 (2016年3月末日)	30,008,664,066	0.4081
第12会計年度末 (2017年3月末日)	16,194,693,031	0.3769
第13会計年度末 (2018年3月末日)	11,889,974,122	0.3532
第14会計年度末 (2019年3月末日)	9,747,363,406	0.3327
第15会計年度末 (2020年3月末日)	6,006,764,232	0.2728
2019年8月末日	8,644,734,837	0.3121
9月末日	8,269,386,363	0.3173
10月末日	8,248,789,536	0.3239
11月末日	8,010,001,028	0.3255
12月末日	7,605,605,604	0.3300
2020年1月末日	7,455,719,343	0.3290
2月末日	7,041,368,384	0.3161
3月末日	6,006,764,232	0.2728
4月末日	6,194,110,757	0.2832
5月末日	6,428,075,011	0.2949
6月末日	6,504,087,232	0.2997
7月末日	6,616,803,008	0.3083

() 資産形成型クラス B 受益証券

	純資産価額(円)	1口当たり 純資産価格(円)
第6会計年度末 (2011年3月末日)	14,430,472,725	0.9200
第7会計年度末 (2012年3月末日)	10,587,737,083	0.9006
第8会計年度末 (2013年3月末日)	3,297,248,164	1.1094
第9会計年度末 (2014年3月末日)	1,886,512,881	1.2764
第10会計年度末 (2015年3月末日)	1,711,941,735	1.4503
第11会計年度末 (2016年3月末日)	1,224,337,374	1.2933
第12会計年度末 (2017年3月末日)	996,729,410	1.3450
第13会計年度末 (2018年3月末日)	646,570,206	1.3873
第14会計年度末 (2019年3月末日)	824,246,569	1.4514
第15会計年度末 (2020年3月末日)	643,607,440	1.2664
2019年8月末日	757,876,097	1.4173
9月末日	772,831,114	1.4452
10月末日	778,802,100	1.4799
11月末日	783,300,755	1.4919
12月末日	847,547,316	1.5170
2020年1月末日	845,839,215	1.5170
2月末日	758,352,414	1.4620
3月末日	643,607,440	1.2664
4月末日	677,310,343	1.3193
5月末日	706,976,578	1.3784
6月末日	654,163,309	1.4056
7月末日	659,670,432	1.4508

<参考情報>

純資産価額および1万口当たり純資産価格の推移

(2005年10月31日(設定日)～2020年7月末日)



(注)分配金込み1万口当たり純資産価格とは、分配金(税引き前)を加算した1万口当たり純資産価格です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【分配の推移】

() 毎月分配型クラスA 受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第6会計年度	0.0840円
第7会計年度	0.0800円
第8会計年度	0.0600円
第9会計年度	0.0480円
第10会計年度	0.0480円
第11会計年度	0.0480円
第12会計年度	0.0450円
第13会計年度	0.0360円
第14会計年度	0.0360円
第15会計年度	0.0200円

() 資産形成型クラスA 受益証券

該当事項なし。

() 毎月分配型クラス B 受益証券

会計年度	1 口当たり分配金
第 6 会計年度	0.0840円
第 7 会計年度	0.0800円
第 8 会計年度	0.0600円
第 9 会計年度	0.0480円
第10会計年度	0.0480円
第11会計年度	0.0480円
第12会計年度	0.0450円
第13会計年度	0.0360円
第14会計年度	0.0360円
第15会計年度	0.0200円

() 資産形成型クラス B 受益証券

該当事項なし。

<参考情報>

分配の推移

毎月分配型クラスA/B

分配金実績（税引き前・1万口当たり）（分配基準日ベース）

	設定来合計	直近 12 か月計	2019/8	2019/9	2019/10	2019/11	2019/12
クラス A	8,085 円	120 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
クラス B	8,085 円	120 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
	2020/1	2020/2	2020/3	2020/4	2020/5	2020/6	2020/7
クラス A	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
クラス B	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円

資産形成型クラスA/B

分配は行われていません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【收益率の推移】

() 每月分配型クラス A 受益証券

会計年度	收益率(注)
第6会計年度	- 0.94%
第7会計年度	- 2.69%
第8会計年度	20.83%
第9会計年度	14.93%
第10会計年度	13.43%
第11会計年度	- 9.93%
第12会計年度	3.87%
第13会計年度	3.68%
第14会計年度	4.85%
第15会計年度	- 11.69%

() 資産形成型クラス A 受益証券

会計年度	收益率(注)
第6会計年度	- 0.18%
第7会計年度	- 1.68%
第8会計年度	23.72%
第9会計年度	15.56%
第10会計年度	14.12%
第11会計年度	- 10.44%
第12会計年度	4.46%
第13会計年度	3.60%
第14会計年度	5.08%
第15会計年度	- 12.36%

() 每月分配型クラス B 受益証券

会計年度	收益率(注)
第6会計年度	- 1.38%
第7会計年度	- 3.11%
第8会計年度	20.20%
第9会計年度	14.43%
第10会計年度	12.91%
第11会計年度	- 10.27%
第12会計年度	3.38%
第13会計年度	3.26%
第14会計年度	4.39%
第15会計年度	- 11.99%

() 資産形成型クラス B 受益証券

会計年度	収益率(注)
第6会計年度	- 0.62%
第7会計年度	- 2.11%
第8会計年度	23.18%
第9会計年度	15.05%
第10会計年度	13.62%
第11会計年度	- 10.83%
第12会計年度	4.00%
第13会計年度	3.14%
第14会計年度	4.62%
第15会計年度	- 12.75%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

<参考情報>

収益率の推移



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

() 毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度	952,000,000 (952,000,000)	1,386,000,000 (1,386,000,000)	6,802,700,000 (6,802,700,000)
第7会計年度	1,510,000,000 (1,510,000,000)	2,049,000,000 (2,049,000,000)	6,263,700,000 (6,263,700,000)
第8会計年度	19,488,380,239 (19,488,380,239)	2,526,065,236 (2,526,065,236)	23,226,015,003 (23,226,015,003)
第9会計年度	6,634,025,306 (6,634,025,306)	5,118,390,557 (5,118,390,557)	24,741,649,752 (24,741,649,752)
第10会計年度	2,782,406,239 (2,782,406,239)	3,239,623,547 (3,239,623,547)	24,284,432,444 (24,284,432,444)
第11会計年度	3,352,938,638 (3,352,938,638)	3,639,815,929 (3,639,815,929)	23,997,555,153 (23,997,555,153)
第12会計年度	15,848,488,781 (15,848,488,781)	5,209,362,018 (5,209,362,018)	34,636,681,916 (34,636,681,916)
第13会計年度	4,283,190,548 (4,283,190,548)	5,378,526,987 (5,378,526,987)	33,541,345,477 (33,541,345,477)
第14会計年度	973,067,245 (973,067,245)	5,402,113,758 (5,402,113,758)	29,112,298,964 (29,112,298,964)
第15会計年度	430,008,496 (430,008,496)	4,935,417,481 (4,935,417,481)	24,606,889,979 (24,606,889,979)

(注) () 内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

() 資産形成型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度	0 (0)	14,000,000 (14,000,000)	142,404,052 (142,404,052)
第7会計年度	309,405,074 (309,405,074)	22,250,000 (22,250,000)	429,559,126 (429,559,126)
第8会計年度	5,546,468,997 (5,546,468,997)	799,130,087 (799,130,087)	5,176,898,036 (5,176,898,036)
第9会計年度	690,832,003 (690,832,003)	1,660,015,316 (1,660,015,316)	4,207,714,723 (4,207,714,723)
第10会計年度	260,513,638 (260,513,638)	1,035,779,841 (1,035,779,841)	3,432,448,520 (3,432,448,520)
第11会計年度	21,239,208 (21,239,208)	477,192,293 (477,192,293)	2,976,495,435 (2,976,495,435)
第12会計年度	56,586,434 (56,586,434)	399,191,305 (399,191,305)	2,633,890,564 (2,633,890,564)
第13会計年度	5,690,261 (5,690,261)	321,109,199 (321,109,199)	2,318,471,626 (2,318,471,626)
第14会計年度	15,770,554 (15,770,554)	286,353,606 (286,353,606)	2,047,888,574 (2,047,888,574)
第15会計年度	15,455,852 (15,455,852)	214,532,798 (214,532,798)	1,848,811,628 (1,848,811,628)

() 毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度	55,166,201,900 (55,166,201,900)	184,007,585,586 (184,007,585,586)	311,822,412,717 (311,822,412,717)
第7会計年度	12,118,939,616 (12,118,939,616)	124,921,133,893 (124,921,133,893)	199,020,218,440 (199,020,218,440)

第8会計年度	3,586,487,847 (3,586,487,847)	79,488,913,258 (79,488,913,258)	123,117,793,029 (123,117,793,029)
第9会計年度	1,166,170,000 (1,166,170,000)	28,847,371,854 (28,847,371,854)	95,436,591,175 (95,436,591,175)
第10会計年度	4,515,850,000 (4,515,850,000)	15,453,891,476 (15,453,891,476)	84,498,549,699 (84,498,549,699)
第11会計年度	4,664,110,000 (4,664,110,000)	15,636,643,258 (15,636,643,258)	73,526,016,441 (73,526,016,441)
第12会計年度	1,928,254,183 (1,928,254,183)	32,482,738,111 (32,482,738,111)	42,971,532,513 (42,971,532,513)
第13会計年度	1,118,900,000 (1,118,900,000)	10,428,601,520 (10,428,601,520)	33,661,830,993 (33,661,830,993)
第14会計年度	743,870,000 (743,870,000)	5,105,347,549 (5,105,347,549)	29,300,353,444 (29,300,353,444)
第15会計年度	1,089,960,000 (1,089,960,000)	8,373,345,342 (8,373,345,342)	22,016,968,102 (22,016,968,102)

() 資産形成型クラスB 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度	502,335,566 (502,335,566)	8,253,910,702 (8,253,910,702)	15,685,475,516 (15,685,475,516)
第7会計年度	135,741,907 (135,741,907)	4,064,595,524 (4,064,595,524)	11,756,621,899 (11,756,621,899)
第8会計年度	27,021,782 (27,021,782)	8,811,590,319 (8,811,590,319)	2,972,053,362 (2,972,053,362)
第9会計年度	77,484,445 (77,484,445)	1,571,531,600 (1,571,531,600)	1,478,006,207 (1,478,006,207)
第10会計年度	201,638,974 (201,638,974)	499,214,048 (499,214,048)	1,180,431,133 (1,180,431,133)
第11会計年度	75,354,264 (75,354,264)	309,090,034 (309,090,034)	946,695,363 (946,695,363)
第12会計年度	71,895,765 (71,895,765)	277,528,164 (277,528,164)	741,062,964 (741,062,964)
第13会計年度	3,160,932 (3,160,932)	278,173,858 (278,173,858)	466,050,038 (466,050,038)
第14会計年度	158,100,000 (158,100,000)	56,251,610 (56,251,610)	567,898,428 (567,898,428)
第15会計年度	43,315,157 (43,315,157)	102,990,000 (102,990,000)	508,223,585 (508,223,585)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

申込み

受益証券は、以下に定める場合を除き、各取引日に受益証券1口当たり純資産価格で申込むことができる。受益証券1口当たり純資産価格は、取引日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。

手続き

受益証券の申込者および受益証券の追加分の申込みを希望する受益者は、必要事項をすべて記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元を証明する裏付け資料を添付する。）を取引日の午後4時（東京時間）までに販売会社に送付するとともに、精算用資金を取引日後4営業日以内（すなわちT+4）に、ファンドの口座に入金しなければならない。販売会社は記入された買付申込書を、受領して2時間以内に管理事務代行会社へ送付する。送付されなかった場合、申込みは買付申込書と申込代金を受領した直後の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券はかかる取引日の購入価格で発行されるものとする。

投資者が管理事務代行会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは円貨で行わねばならない。自由に転換可能なその他の通貨による支払いは円に転換し、転換した資金を（転換費用を差し引いた後）申込代金の支払いに充当するものとする。通貨の転換には遅れが伴う場合があり、また、投資者が費用を負担する。

受益証券の端数は発行されない。

管理会社は、独自の裁量により受益証券の申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保し、その場合、申込みに際して支払われた金額またはその残額（場合による。）は申込者がリスクと費用を負担して、できる限り速やかに返金されるものとする。

必要事項を記入した申込書を一旦管理事務代行会社が受領した場合、申込みを取り消すことはできない。管理事務代行会社は買付申込書の原本および必要な場合は申込者の身元を確認するために管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を交付する。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社はその旨を申込者に書面で通知し、必要な情報を請求するものとする。

疑いを避けるため、管理事務代行会社の裁量により、申込者の身元を確認するために請求したすべての情報および書類と一緒に申込代金が全額精算された旨の通知を受け取るまで、受益証券の申込みを処理せず、受益証券を発行しない場合がある。管理事務代行会社が取引日から1か月以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、管理事務代行会社は申込書を申込者に返送するとともに、申込者が支払ったすべての申込代金を申込者がリスクと費用を負担して支払銀行に返金する。上記の規定を前提として、受益証券は取引日に発行されたとみなされる。

最低投資額と追加申込額

各取引日について、申込者1人当たりの最低申込口数は、クラスA受益証券の場合は1億口、クラスB受益証券の場合は50万口で、それ以上は受益証券1万口の整数倍とする。但し、管理会社と販売会社が異なる合意をした場合はこの限りではない。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、申込書の中で、特に関係法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被らずに済むはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、申込書の中で、特にファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識と経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

受益証券の形式

すべての受益証券は記名式受益証券である。受益証券の券面は、受益者が請求した場合の他、発行されない。受益証券は1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は保有する受益証券の一部または全部の譲渡または買戻しに関連して、管理事務代行会社に対していずれかの共同保有者の書面の指示だけに基づいて行動することを許可する義務を負う。受益者は管理事務代行会社の事務所で通常の営業時間中に受益者名簿のコピーを閲覧することができる。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、本書に記載する「受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止」と題する項に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は受益証券は発行されない。

マネー・ロンダリング防止規定

適用ある法域のマネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するため、ファンドの管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の手続きを取り入れ、維持することが求められる。また、申込者にその身元および資金源を確認するための証拠の提出を求めることができる。管理事務代行会社は、許可された場合、一定の条件の下で、（デュー・デリジェンス情報の取得を含む）マネー・ロンダリング防止手続きの維持を適格者に委託することもできる。

ケイマン諸島に所在する者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合で、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は（ ）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合には犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、（ ）テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（2018年改訂）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとする。

投資者は、受託会社にEメール（Maylyn.Phillips@cibcfcib.com（本書の日付現在））で照会することにより、ファンドの現在のマネー・ロンダリング防止コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーおよび副マネー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーの詳細（連絡先を含む。）を取得することができる。

（2）日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の営業日に、受益証券の募集が行われる。

販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出する。

適格投資家^(注)は、取引日の午後4時（東京時間）までに販売取扱会社に申込みを行い、日本における販売会社は2時間以内に管理事務代行会社に送付する。

^(注)用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

受益証券は、以下に定める場合を除き、各取引日に受益証券1口当たり純資産価格（日本においては、通常、申込みの翌営業日に1万口当たりで公表される。）で申込むことができる。

受益証券1口当たり純資産価格は、取引日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。

日本における買付約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（以下「買付約定日」という。通常、取引日の日本における翌営業日）であり、日本の投資者と販売取扱会社との受渡しは、買付約定日から起算して日本における4営業日目である。

クラスA受益証券については、1億口以上10億口未満の申込みの場合、申込金額の1.65%（税抜1.50%）、10億口以上の申込みの場合、申込金額の0.55%（税抜0.50%）の申込手数料が申込金額に加算される。

^(注)管理会社および日本における販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料が加算されない。但し、クラスB受益証券については買戻し時に条件付後払申込手数料（C D S C）が発生する。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、販売取扱会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領する。この場合、買付代金の支払いは、円貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「（1）海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2 【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益証券は受益者の選択に応じて、各買戻し日に買い戻すことができる。

受益者は必要事項を記入した買戻請求書を買戻し日の午後4時（東京時間）までに販売会社に送達するべきであり、販売会社は受領後2時間以内または管理事務代行会社が個々のケースごとに決定したその他の時までに管理事務代行会社へ送付する。送付されなかった場合、買戻請求は次の買戻し日まで持ち越され、受益証券は次の買戻し日の買戻し価格で買い戻されるものとする。

買戻請求書を一旦提出した場合、取り消すことはできない。

買戻価格

受益証券1口当たり買戻価格は、買戻し日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。

決 済

本書に定める規定に従って、買戻代金は可能な限り、買戻し日後4営業日以内（すなわちT+4）に、またはそれ以降のできる限り早い日に支払うものとする。支払いは受益者がリスクと費用を負担して、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って円貨で直接送金されるものとする。受益証券の買戻しは（受益証券の買戻しを請求した受益者の許可を得ることを条件として）管理会社の判断に従って、買戻し価格に相当する価値を有するファンドの資産を使用することによって正貨で実施することができる。かかる資産の使用は継続受益者の利益を大幅に損なわないように実施するものとする。

買戻しの最低口数

受益者が買戻し日に買い戻すことができる受益証券の最低口数は1口で、それ以上は受益証券1口の整数倍とする。

買戻しの繰越し

いずれかの買戻し日における買戻請求の合計がいずれかのクラスの受益証券の総数の10%を超える場合、管理会社は買戻しの資金をまかなうためにファンドが保有する十分な投資対象を処分するまで、受益証券の買戻しを延期することができる。その際、かかる受益証券は、投資対象の売却代金を受領後の純資産価額を、受益証券の口数で除した金額に相当する買戻し価格で買い戻されるものとする。

停 止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、本書に記載する「受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止」と題する項に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。停止の期間中は受益証券の買戻しは行われない。

強制的買戻

受益証券が適格投資家でない者が、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくは法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社はかかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができ、それを怠った場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した関係するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に、買戻しの資金をまかなうために換金するファンド投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加えまたは減じた金額に相当する受益証券1口当たり純資産価格とする。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は、販売取扱会社に対して行われる。

買戻請求は、買戻日の午後4時（東京時間）までに販売取扱会社に送付し、日本における販売会社は受領後2時間以内に管理事務代行会社に送付する。買戻代金の支払いは、円貨により、販売取扱会社によって口座約款に従って受益者に対してなされる。

買戻価格は、買戻日における各クラス受益証券1口当たり純資産価格（日本においては、通常、申込みの翌営業日に1万口当たりで公表される。）である。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とする。

クラスA受益証券については買戻手数料は発生しない。クラスB受益証券については、本書の該当条項に従って当該受益証券の購入時点における1口当たり純資産価格に基づき条件付後払申込手数料（CDC）が課せられる。

受益証券の購入後の経過年数（）	条件付後払申込手数料（CDC）
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.50%
2年以上3年未満	3.00%
3年以上4年未満	2.25%
4年以上5年未満	1.50%
5年以上6年未満	0.55%
6年以上7年未満	0.20%
7年以上	なし

() 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含む。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が2020年10月1日であり国内における買戻約定日が2023年9月30日であった場合、当該買戻しについては3.00%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2020年10月1日であり国内における買戻約定日が2023年10月1日であった場合、当該買戻しについては2.25%の条件付後払申込手数料が課せられる。

(注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定される。

(注2) 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

(注3) クラスB受益証券の1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。

(注4) 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続きを行う日本における販売会社を通じて精算される。

日本における買戻約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（以下「買戻約定日」という。通常、買戻日の日本における翌営業日）であり、日本における買戻代金の支払いは、買戻約定日から起算して日本における4営業日目に行われる。

前記「（1）海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3 【転換（スイッチング）手続等】

（1）海外における転換（スイッチング）手続等

受益証券は、以下に定める場合を除き、受益者の選択に応じて、各買戻日に、あるクラスの受益証券から別のクラスの受益証券へ転換を行うことができる。受益者は必要事項を記入した転換通知を関係する買戻日の午後4時（東京時間）までに、販売会社が受領できるように送付する必要がある。販売会社はそれを受領した後2時間以内に、または管理事務代行会社が個々のケースで決定したその他の時までに管理事務代行会社へ送付する。上記の期限までに受領しなかった転換通知書は次の買戻日まで繰り越され、受益証券は次の買戻日に転換されるものとする。

一旦提出した転換通知は取消し不能である。

転換算式

以下の算式に従って（またはほぼ従って）、いずれかのクラスの受益証券（以下「現クラス」という。）をいずれかの買戻日（以下「関係する買戻日」という。）に、別のクラス（以下「新クラス」という。）の受益証券に転換することができる。

$$N = \frac{E \times R}{S}$$

Nは発行する新クラスの受益証券の口数とする。但し、新クラスの受益証券1口未満の口数は原則として四捨五入されるものとする。かかる処理によって利益または負担が発生した場合、新クラスの受益証券保有者がこれを享受し、または負う。

Eは転換する現クラスの受益証券の口数とする。

Rは関係する買戻日における現クラスの受益証券の1口当たりの買戻価格とする。

Sは関係する買戻日に該当する取引日における新クラスの受益証券の1口当たりの購入価格とする。

クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換（スイッチング）手続等

資産形成型クラスA受益証券または毎月分配型クラスA受益証券は、資産形成型クラスB受益証券または毎月分配型クラスB受益証券に転換することはできない。資産形成型クラスB受益証券または毎月分配型クラスB受益証券は、各受益証券の購入日から7年間が経過するまで、資産形成型クラスA受益証券または毎月分配型クラスA受益証券に転換することはできない。すべての資産形成型クラスB受益証券は資産形成型クラスA受益証券に、また、すべての毎月分配型クラスB受益証券は毎月分配型クラスA受益証券に、購入日の7年経過後の応当日またはその直後の買戻日に転換される。但し、クラスB受益証券の保有者が事前に管理事務代行会社に書面の通知をして異なる決定を下した場合はこの限りではない。ここで、「各受益証券の購入日から7年間が経過」および「購入日の7年経過後」とは、該当する各受益証券が日本において購入された日から、当該受益証券が転換される日本の取引日の前日までの期間を意味する。1口当たり純資産価格の算定が中止されている期間および特定のクラスの受益証券の買戻しおよび転換が前記「2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続等 買戻しの繰越し」と題する項に定める要領で延期され、そのため、かかるクラスの受益証券を別のクラスの受益証券に転換することが延期されている期間中は、受益証券の転換は行われない。

（2）日本における転換（スイッチング）手続等

日本においては、受益証券は、受益者の選択に応じて、以下に定める要領で、各買戻日に、クラスA受益証券から他のクラスA受益証券へ、また、クラスB受益証券から他のクラスB受益証券へ転換を行うことができる。受益者は関係する買戻日の午後4時（東京時間）までに、販売取扱会社（但し、取扱わない場合もある。）に対し、転換の申込みを行う必要がある。日本における販売会社はそれを受領し

た後2時間以内に、または管理事務代行会社が個々のケースで決定したその他の時までに管理事務代行会社へ送付する。上記の期限までに受領しなかった転換申込みは次の買戻日まで繰り越され、受益証券は次の買戻日に転換されるものとする。

転換算式

前記「(1) 海外における転換(スイッチング)手続等」を参照のこと。

転換に際し、手数料は発生しない。

なお、転換に際し、譲渡益について課税がある場合には、当該金額が転換に係る金額から控除されることがある。

日本においては、上記転換にかかる最小転換口数は1万口以上1口単位とする。転換後の受益証券1口未満の口数は、小数点以下四捨五入される。転換は当該受益証券の1口当たり純資産価格によって行われるため、転換後の受益証券の口数は、転換前の受益証券の口数と相違することがある。

代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換(スイッチング)手続等

資産形成型クラスA受益証券または毎月分配型クラスA受益証券は、資産形成型クラスB受益証券または毎月分配型クラスB受益証券に転換することはできない。資産形成型クラスB受益証券または毎月分配型クラスB受益証券は、各受益証券の日本における買付約定日から7年間が経過するまで、資産形成型クラスA受益証券または毎月分配型クラスA受益証券に転換することはできない。すべての資産形成型クラスB受益証券は資産形成型クラスA受益証券に、また、すべての毎月分配型クラスB受益証券は毎月分配型クラスA受益証券に、受益者の反対の意思表示が日本における販売会社に対してなされない限り、日本における買付約定日の7年経過後の応当日またはその直後の買戻日に転換される。1口当たり純資産価格の算定が中止されている期間および特定のクラスの受益証券の買戻しおよび転換が前記「2 買戻し手続等(1) 海外における買戻し手続等 買戻しの繰越し」と題する項に定める要領で延期され、そのため、かかるクラスの受益証券を別のクラスの受益証券に転換することが延期されている期間中は、受益証券の転換は行われない。

転換に際し、手数料は発生しない。

4 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

純資産価額の計算

管理事務代行会社は評価日毎に、信託証書に従って純資産価額を計算する。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後3時（ルクセンブルグ時間）とする。円建の純資産価額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算する。純資産価額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分する。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算する。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算される。

- (a) 下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（A）（ ）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（B）（場合に応じ）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が隨時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (b) 下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。（ ）該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が隨時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (c) 下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- (d) 下記（e）および（h）の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (e) 純資産価額もしくは該当する建値が、上記（a）、（b）、（c）もしくは（d）に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、（a）、（b）、（c）、（d）、（f）もしくは（g）に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により隨時決定されるものとする。
- (f) 上記（d）が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。

- (g) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうなく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (h) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (i) ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

受益証券 1 口当たり純資産価格の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産価格の決定ならびに当該ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ／または、当該ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができる。

- (a) 当該ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場の閉鎖（通例の週末および休日の休場を除く。）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、
- (b) 当該ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分が当該シリーズの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間、
- (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由から当該ファンドの投資対象または他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合、または
- (d) 当該ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間。

当該ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止の終了後速やかに通知される。

（2）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

但し、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（3）【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、以下の「（5）その他 ファンドの解散」に規定する事由の発生により終了する。

（4）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年3月31日である。

（5）【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

ファンドの解散

ファンドは、以下の事由のいずれかが最初に発生した時点で終了する。

- (a) ファンドを継続すること、またはトラストを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合、
- (b) ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合、
- (c) 基本信託証書の日付に開始し当該日から150年後に終了する期間が終了した場合、
- (d) 受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合、
- (e) 管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合、
- (f) 受託会社および管理会社が、その絶対的な裁量によりファンドの終了を決定した場合、
- (g) 日本における販売会社および代行協会員がファンドの日本における販売会社および代行協会員であることをやめた場合または適用法によりファンドの終了が要求された場合。

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとする。

信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。但し、（）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂ま

たは追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを基本信託証書締結日以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

管理会社および投資運用会社間の投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、英國法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できる。

同契約は、ケイマン法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5 【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していかなければならない。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできない。日本の投資者は、販売取扱会社との間の口座契約に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることが出来る。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができる。

投資者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有する。受益者は、ファンド決議により、隨時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができる。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有している。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（ ）議決権

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の

1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

（2）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマ
ン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 廣本文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（4）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、日本円で表示されている。

(1) 【2020年3月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッポン・オフショア・ファンズ

純資産計算書
2020年3月31日現在

日興グローバル財産3分法ファンド (日本円で表示)

注記	日興グローバル財産3分法ファンド
	日本円

資産

投資有価証券		
- 取得原価		18,956,444,601
- 時価評価額	2.2	16,167,634,162
未収売却投資有価証券代金		922,525,275
現預金		500,079,454
債券にかかる未収利息	2.6	33,746,377
未収配当金	2.7	4,380,056
未収受益証券発行手取金		567,720
資産合計		17,628,933,044

負債

未払購入投資有価証券代金		630,145,154
未払買戻支払額	3	17,378,634
未払管理報酬		14,585,748
未払販売報酬	6	7,677,357
未払販売管理報酬	3	3,703,960
未払弁護士報酬		2,905,740
未払印刷および公告費		2,877,657
未払専門家費用		2,070,754
未払代行協会員報酬	7	1,472,014
未払管理事務代行報酬	4	883,288
未払保管報酬	5	588,707
未払受託報酬	8	203,890
その他の負債		558,345
負債合計		685,051,248
純資産総額		16,943,881,796

純資産額

資産形成型クラスA受益証券	日本円	2,493,855,568
毎月分配型クラスA受益証券	日本円	7,799,654,556
資産形成型クラスB受益証券	日本円	643,607,440
毎月分配型クラスB受益証券	日本円	6,006,764,232

発行済受益証券口数

資産形成型クラスA受益証券	1,848,811,628
毎月分配型クラスA受益証券	24,606,889,979
資産形成型クラスB受益証券	508,223,585
毎月分配型クラスB受益証券	22,016,968,102

1口当たり純資産価格

資産形成型クラスA受益証券	日本円	1.3489
毎月分配型クラスA受益証券	日本円	0.3170
資産形成型クラスB受益証券	日本円	1.2664
毎月分配型クラスB受益証券	日本円	0.2728

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2020年3月31日終了年度

日興グローバル財産3分法ファンド

(日本円で表示)

注記	日興グローバル財産3分法ファンド
	日本円

収益

受取配当金	2.7	1,146,181,285
債券にかかる利息	2.6	97,578,595
銀行利息		2,316,546

収益合計	1,246,076,426
------	---------------

費用

管理報酬	3	220,005,966
販売報酬	6	114,973,887
販売管理報酬	3	58,522,672
代行協会員報酬	7	22,203,561
管理事務代行報酬	4	13,323,550
保管報酬	5	8,879,962
取引手数料		5,049,972
印刷および公告費		4,395,323
弁護士報酬		2,262,338
保護預り費用		2,159,693
専門家費用		2,046,145
受託報酬	8	814,315
銀行利息		622,363
その他費用		1,875,036

費用合計	457,134,783
------	-------------

投資純利益	788,941,643
-------	-------------

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2020年3月31日終了年度(続き)

日興グローバル財産3分法ファンド

(日本円で表示)

注記 日興グローバル財産3分法ファンド
日本円

投資純利益 788,941,643

以下にかかる実現純損益:

投資有価証券	2.2	697,102,337
外国為替	2.3	(61,161,792)

当期実現純利益 1,424,882,188

以下にかかる未実現評価損益の純変動:

投資有価証券	2.2	(3,818,170,306)
--------	-----	-----------------

運用による純資産の純減少 (2,393,288,118)

資本の変動

受益証券発行手取額	600,441,737
受益証券買戻支払額	(5,001,899,505)

資本の変動、純額 (4,401,457,768)

支払分配金 10 (1,095,174,856)

期首現在純資産額 24,833,802,538

期末現在純資産額 16,943,881,796

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

統計情報	未監査
------	-----

日興グローバル財産3分法ファンド			
クラスA受益証券		クラスB受益証券	
資産形成型	毎月分配型	資産形成型	毎月分配型

期末現在発行済受益証券口数:

2018年3月31日	2,318,471,626	33,541,345,477	466,050,038	33,661,830,993
2019年3月31日	2,047,888,574	29,112,298,964	567,898,428	29,300,353,444
発行受益証券口数	15,455,852	430,008,496	43,315,157	1,089,960,000
買戻受益証券口数	(214,532,798)	(4,935,417,481)	(102,990,000)	(8,373,345,342)
2020年3月31日	1,848,811,628	24,606,889,979	508,223,585	22,016,968,102

期末現在純資産総額:	日本円	日本円	日本円	日本円
2018年3月31日	3,396,084,681	13,361,087,701	646,570,206	11,889,974,122
2019年3月31日	3,152,017,574	11,110,174,989	824,246,569	9,747,363,406
2020年3月31日	2,493,855,568	7,799,654,556	643,607,440	6,006,764,232

期末現在1口当たり 純資産価格:	日本円	日本円	日本円	日本円
2018年3月31日	1.4648	0.3983	1.3873	0.3532
2019年3月31日	1.5392	0.3816	1.4514	0.3327
2020年3月31日	1.3489	0.3170	1.2664	0.2728

ニッポン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2020年3月31日現在

日興グローバル財産3分法ファンド

注記1.活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

日興グローバル財産3分法ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB NYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書ならびに2005年9月14日、2015年7月31日および2016年9月30日付の補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

資産形成型クラスA受益証券、毎月分配型クラスA受益証券、資産形成型クラスB受益証券および毎月分配型クラスB受益証券が発行されている。資産形成型および毎月分配型という異なるクラスの受益証券を発行する目的は、申込手数料または条件付後払申込手数料が発生する受益証券を、販売会社が提供できるようにするためである。クラスA受益証券は、購入価格の4%を上限として申込手数料が発生する。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、リスクを管理しつつ、3つの異なった資産クラス、即ち債券、株式および不動産関連証券に投資することによって安定したリターンを達成することである。投資運用会社は3つの資産クラスに対するファンドの資産配分に関して助言を得るために日興アセットマネジメント株式会社（以下「日興アセットマネジメント」という。）を投資助言会社に任命している。日興アセットマネジメントは、日興グローバルラップ株式会社のアドバイスに従って、世界のマクロ経済、市場環境等の要因分析に基づいて上記資産クラスに対するシリーズ・トラストの資産の最適な配分に関して投資運用会社に助言を行う。資産配分は市場環境の変化に応じて適宜変更することができる。

注記2.重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 下記(e)および(h)の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。(A)()該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、()該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、(B)(場合に応じ)最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が隨時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (b) 下記(e)および(h)の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。()該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、()該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、()該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が隨時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (c) 下記(e)および(h)の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- (d) 下記(e)および(h)の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。

- (e) 純資産価額もしくは該当する建値が、上記 (a)、(b)、(c)もしくは (d) に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、(a)、(b)、(c)、(d)、(f)もしくは (g) に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により隨時決定されるものとする。
- (f) 上記 (d) が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。
- (g) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうなく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (h) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (i) シリーズ・トラストの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、シリーズ・トラストの表示通貨に換算されるものとする。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

時価での組入証券の評価から生じる未実現為替差損益は、投資有価証券の評価損益にかかる未実現純変動額に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費は、完全に償却されている。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における純資産計算書の日付現在適用される先物レートで評価される。

為替先渡契約からの利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

注記3. 管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、下記の料率で管理報酬を受領する権利を有する。

- ・純資産価額の300億円以下の部分については、年率0.99%
- ・純資産価額の300億円超500億円以下の部分については、年率0.94%
- ・純資産価額の500億円超1,000億円以下の部分については、年率0.91%
- ・純資産価額の1,000億円超の部分については、年率0.86%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払い支払われる。

また、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64%の販売管理報酬を受領する権利を有する。上記の報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払い支払われる。

また、管理会社は日本国内でのシリーズ・トラストの登録および受益証券または受益証券の権利の販売に関連して管理会社が負担した費用をシリーズ・トラストの資産の中から払戻しを受ける権利を有する。

管理会社は自己の報酬の中から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、投資運用にかかるさらなる受任者の報酬を支払う責任を負う。

注記4. 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスA受益証券およびクラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

注記5. 保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスA受益証券およびクラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに、毎月後払いにて支払われる。

注記6. 販売報酬

販売会社は、日本における受益証券の販売会社としての資格において、それぞれ各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる、以下のクラスA受益証券およびクラスB受益証券に帰属する純資産価額に対する各年率の販売報酬を受領する権利を有する。

クラスA受益証券

純資産価額（単位：億円）	年率（%）
300億円以下の部分	0.60%
300億円超500億円以下の部分	0.65%
500億円超1,000億円以下の部分	0.68%
1,000億円超の部分	0.73%

クラスB受益証券

純資産価額（単位：億円）	年率（%）
300億円以下の部分	0.40%
300億円超500億円以下の部分	0.45%
500億円超1,000億円以下の部分	0.48%
1,000億円超の部分	0.53%

注記7. 代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

注記8. 受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いにて支払われる。

注記9. 税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および貰戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10. 支払分配金

2020年3月31日に終了した年度中、シリーズ・トラストによって行われた分配金は以下の通りである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
<hr/>			
毎月分配型クラスA受益証券			
30円	2019年4月15日	2019年4月16日	2019年4月23日
30円	2019年5月15日	2019年5月16日	2019年5月21日
30円	2019年6月17日	2019年6月18日	2019年6月21日
30円	2019年7月16日	2019年7月17日	2019年7月22日
10円	2019年8月16日	2019年8月19日	2019年8月22日
10円	2019年9月17日	2019年9月18日	2019年9月24日
10円	2019年10月15日	2019年10月16日	2019年10月21日
10円	2019年11月15日	2019年11月18日	2019年11月21日
10円	2019年12月16日	2019年12月17日	2019年12月20日
10円	2020年1月15日	2020年1月16日	2020年1月22日
10円	2020年2月18日	2020年2月19日	2020年2月25日

10円

2020年3月16日

2020年3月17日

2020年3月23日

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
---------------------	-----	-------	-----------

毎月分配型クラス B 受益証券

30円	2019年4月15日	2019年4月16日	2019年4月23日
30円	2019年5月15日	2019年5月16日	2019年5月21日
30円	2019年6月17日	2019年6月18日	2019年6月21日
30円	2019年7月16日	2019年7月17日	2019年7月22日
10円	2019年8月16日	2019年8月19日	2019年8月22日
10円	2019年9月17日	2019年9月18日	2019年9月24日
10円	2019年10月15日	2019年10月16日	2019年10月21日
10円	2019年11月15日	2019年11月18日	2019年11月21日
10円	2019年12月16日	2019年12月17日	2019年12月20日
10円	2020年1月15日	2020年1月16日	2020年1月22日
10円	2020年2月18日	2020年2月19日	2020年2月25日
10円	2020年3月16日	2020年3月17日	2020年3月23日

注記11. 為替レート

2020年3月31日時点で使用された日本円に対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	66.854000	韓国ウォン	0.088900
カナダ・ドル	76.418500	ノルウェー・クローネ	10.300200
イスス・フラン	112.557000	ニュージーランド・ドル	64.962200
デンマーク・クローネ	15.962900	スウェーデン・クローナ	10.745900
ユーロ	119.229300	シンガポール・ドル	76.142100
英ポンド	133.545500	台湾ドル	3.582800
香港ドル	13.983500	米ドル	108.415000
インド・ルピー	1.438700	南アフリカ・ランド	6.037500

注記12. 後発事象

年度末以降、シリーズ・トラストによって行われた分配金は以下の通りである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
<hr/>			
毎月分配型クラス A 受益証券			
10円	2020年 4月15日	2020年 4月16日	2020年 4月21日
10円	2020年 5月15日	2020年 5月18日	2020年 5月22日
10円	2020年 6月15日	2020年 6月16日	2020年 6月19日
10円	2020年 7月15日	2020年 7月16日	2020年 7月21日
<hr/>			
毎月分配型クラス B 受益証券			
10円	2020年 4月15日	2020年 4月16日	2020年 4月21日
10円	2020年 5月15日	2020年 5月18日	2020年 5月22日
10円	2020年 6月15日	2020年 6月16日	2020年 6月19日
10円	2020年 7月15日	2020年 7月16日	2020年 7月21日

2020年の初頭から、COVID-19として知られている新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、グローバル経済および金融市場に悪影響を及ぼしており、また著しい不安定さの要因となっている。

ファンドの投資対象の財務実績に対するCOVID-19の感染爆発の影響は、発生の期間および感染の拡大ならびに関連する勧告および制限を含む、将来の動向に依拠する。金融市場および経済全体に関するこれらの動向と COVID-19の影響は、極めて不透明であり、予想することはできない。金融市場および / または経済全体が長期間影響を受ける場合、ファンドの投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

このことに関して、受託会社は、ウイルスの感染拡大を封じ込める政府の試みを引き続き注視し、ファンドの実績に関する潜在的な経済への影響を慎重に監視している。

ファンドは、その投資方針および英文目論見書に従い、全力で通常の運用を継続する。ファンドの末監査の純資産価額は日々入手可能である。

投資運用会社である「B N Y メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社」は、2020年4月1日付で、その商号を「B N Y メロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社」に変更した。

【投資有価証券明細表等】

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表
2020年3月31日現在

日興グローバル財産3分法ファンド

額面/数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 株式		日本円	日本円	%	
5,326	ABBVIE INC	米ドル	51,564,621	43,444,938	0.26
81,600	AIA GROUP LTD	香港ドル	73,300,436	80,044,629	0.47
4,210	AIR LIQUIDE SA	ユーロ	53,926,160	57,624,475	0.34
8,238	ALCON INC	スイス・フラン	50,604,234	45,564,794	0.27
1,087	ALPHABET INC-CL C	米ドル	109,614,119	135,149,374	0.80
586	AMAZON.COM INC	米ドル	105,176,824	124,772,041	0.74
18,938	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	米ドル	110,367,296	52,786,810	0.31
6,311	AMETEK INC	米ドル	68,262,219	50,439,728	0.30
7,617	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	ユーロ	75,009,463	35,327,797	0.21
1,851	ANTHEM INC	米ドル	60,933,054	46,271,895	0.27
4,825	APPLE INC	米ドル	133,847,969	133,291,673	0.79
5,117	APPLIED MATERIALS INC	米ドル	25,502,391	26,240,118	0.15
4,342	APTIV PLC	米ドル	41,453,701	23,499,230	0.14
17,137	ASSA ABLOY AB-B	スウェーデン・クローナ	39,553,983	33,745,938	0.20
6,690	ASTRAZENECA PLC	英ポンド	60,765,955	64,629,969	0.38
5,041	BAXTER INTERNATIONAL INC	米ドル	46,348,209	44,918,465	0.27
9,731	BNP PARIBAS	ユーロ	52,050,979	33,066,279	0.20
9,917	BRISTOL MYERS SQUIBB CO	米ドル	69,230,658	58,477,474	0.35
31,725	CLICKS GROUP LTD	南アフリカ・ランド	37,976,455	47,607,452	0.28
14,209	COCA-COLA HBC AG	英ポンド	53,850,537	31,309,547	0.18
1,836	COSTCO WHOLESALE CORP	米ドル	38,661,590	57,947,400	0.34
10,300	DENSO CORP (06902)	日本円	49,040,170	35,957,300	0.21
60,710	ENEL SPA	ユーロ	43,052,356	46,383,737	0.27
7,150	EOG RESOURCES INC	米ドル	68,509,732	27,115,341	0.16
4,081	HCA HEALTHCARE INC	米ドル	50,347,380	40,244,476	0.24
9,187	HELMERICH AND PAYNE	米ドル	48,997,124	15,438,128	0.09
4,510	INGERSOLL-RAND INC	米ドル	17,859,552	11,612,682	0.06
8,355	JPMORGAN CHASE AND CO	米ドル	86,253,989	84,692,958	0.50
8,082	MACQUARIE GROUP LIMITED	豪ドル	69,269,639	46,331,938	0.27
49,000	MEDIATEK INC	台湾ドル	60,630,993	57,495,633	0.34
33,500	MITSUBISHI ELECTRIC CORP (06503)	日本円	47,551,995	44,722,500	0.26
2,057	NEXTERA ENERGY INC	米ドル	34,882,481	54,862,587	0.32
2,099	NVIDIA CORP	米ドル	63,504,900	60,438,460	0.36
9,405	OMV AG	ユーロ	54,676,774	28,818,735	0.17
4,670	PEPSICO INC	米ドル	58,741,839	63,530,259	0.37
62,500	PING AN INSURANCE GROUP CO -H-	香港ドル	64,299,685	66,552,486	0.39
4,041	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	米ドル	65,150,507	44,235,449	0.26
12,884	PPL CORPORATION	米ドル	42,441,469	36,079,819	0.21
3,904	QUALCOMM INC	米ドル	37,008,652	29,217,087	0.17
2,676	RAYTHEON COMPANY	米ドル	45,611,149	40,967,626	0.24
4,064	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	米ドル	52,881,779	13,116,614	0.07
4,307	SALESFORCE.COM INC	米ドル	53,294,956	69,971,447	0.41
23,147	SCHLUMBERGER LTD	米ドル	91,432,967	33,325,910	0.20
1,777	SERVICENOW INC	米ドル	63,194,229	55,174,005	0.33
36,367	SHIRAM TRANSPORT FINANCE	インド・ルピー	59,515,014	34,566,963	0.20

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表(続き)

2020年3月31日現在

日興グローバル財産3分法ファンド

額面/数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)					
A. 株式(続き)					
			日本円	日本円	%
8,100	SONY CORP (06758)	日本円	44,404,860	52,010,100	0.31
5,129	SPLUNK INC	米ドル	48,856,039	70,741,998	0.42
16,062	STMICROELECTRONICS NV-NY SHS	米ドル	48,809,623	37,125,820	0.22
73,000	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACT COMP	台湾ドル	55,100,173	71,663,976	0.42
1,580	TELEFLEX INC	米ドル	65,033,218	49,391,386	0.29
18,400	TENCENT HOLDINGS LTD	香港ドル	96,790,974	97,823,748	0.58
5,112	TRANE TECHNOLOGIES PLC	米ドル	61,788,814	46,720,518	0.28
3,748	UNION PACIFIC CORP	米ドル	54,177,852	56,968,768	0.34
2,923	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	米ドル	57,928,773	73,494,739	0.43
6,053	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	デンマーク・ クローネ	49,649,670	54,379,654	0.32
5,862	VISA INC CLASS A SHARES	米ドル	75,326,671	105,224,458	0.62
3,097	WALT DISNEY CO/THE	米ドル	49,683,840	33,508,962	0.20
13,281	YARA INTERNATIONAL ASA	ノルウェー・ クローネ	62,796,980	44,924,204	0.27
株式合計			3,456,497,671	3,060,990,497	18.05
B. 債券					
			日本円	日本円	%
2,000,000	AUSTRALIAN GVT 2.75 21NOV27 SER148	豪ドル	153,690,049	154,944,369	0.91
2,000,000	AUSTRALIAN GVT 3.25 21APR29 SER138	豪ドル	161,934,803	163,112,887	0.96
1,150,000	BRITISH COLUMBIA PROV 2.70 18DEC22	カナダ・ドル	97,219,952	91,553,798	0.54
710,000	BRITISH COLUMBIA PROV 2.85 18JUN25	カナダ・ドル	65,281,790	57,916,214	0.34
940,000	BRITISH COLUMBIA PROV 3.25 18DEC21	カナダ・ドル	78,522,383	74,721,782	0.44
250,000	CANADA GOVT OF 2 01DEC51	カナダ・ドル	23,055,387	22,589,108	0.13
250,000	CANADA GOVT OF 2.25 01JUN29	カナダ・ドル	21,931,058	21,713,735	0.13
535,000	CANADA GOVT OF 3.5 01DEC45	カナダ・ドル	58,992,790	60,569,471	0.36
150,000	CANADA GOVT OF 4 01JUN41	カナダ・ドル	16,329,114	17,340,420	0.10
665,000	CANADA GOVT OF 5 01JUN37	カナダ・ドル	85,498,568	81,464,248	0.48
375,000	CANADA GOVT OF 5.75 01JUN29 WL43	カナダ・ドル	44,546,172	41,355,383	0.24
1,000,000	KREDITANSTALT FUR WIED 3.2 15MAR28	豪ドル	75,244,969	75,983,506	0.45
1,165,000	NEW ZEALAND GOVT 3 20APR29 SER0429	ニュージー・ ランド・ドル	93,085,144	88,077,510	0.52
240,000	NEW ZEALAND GVT 2.75 15APR25 SER425	ニュージー・ ランド・ドル	17,940,469	17,163,118	0.10
1,570,000	NEW ZEALAND GVT 2.75 15APR37 SER437	ニュージー・ ランド・ドル	123,360,884	117,838,989	0.70
1,225,000	NEW ZEALAND GVT 3.5 14APR33 SE 0433	ニュージー・ ランド・ドル	107,001,401	99,124,820	0.59
1,750,000	NEW ZEALAND LOCAL GOVT 4.5 15APR27	ニュージー・ ランド・ドル	144,126,331	135,604,481	0.80
1,750,000	NEW ZEALAND LOCAL GOVT FD 6 15MAY21	ニュージー・ ランド・ドル	154,455,039	120,251,305	0.71
10,155,000	NORWAY KINGDOM 1.75 06SEP29 SER481	ノルウェー・ クローネ	127,085,745	113,117,248	0.67
8,550,000	NORWAY KINGDOM 2 26APR28 SER 480	ノルウェー・ クローネ	108,477,879	96,212,004	0.57
5,700,000	NORWAY KINGDOM OF 1.75% 13MAR25	ノルウェー・ クローネ	69,616,417	62,034,283	0.37
15,020,000	NORWAY KINGDOM OF 2 24MAY23 SER 475	ノルウェー・ クローネ	182,094,683	162,430,217	0.96
8,380,000	NORWAY KINGDOM OF 3 14MAR24 SER476	ノルウェー・ クローネ	107,213,118	94,861,106	0.56
14,630,000	NORWAY KINGDOM OF 3.75 25MAY21 S474	ノルウェー・ クローネ	178,310,703	156,641,176	0.92
1,420,000	PROVINCE OF ALBERTA 2.55 01JUN27	カナダ・ドル	117,974,762	112,390,357	0.66
270,000	PROVINCE OF ALBERTA 2.55 15DEC22	カナダ・ドル	22,363,094	21,371,235	0.13

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表(続き)

2020年3月31日現在

日興グローバル財産3分法ファンド

額面 / 数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)					
B . 債券(続き)			日本円	日本円	%
1,000,000 PROVINCE OF ALBERTA 2.65 01SEP23	カナダ・ドル	83,482,528	79,457,633	0.47	
1,000,000 QUEENSLAND TREAS 6.5 14MAR33 SER 33	豪ドル	103,680,226	104,330,290	0.62	
1,100,000 SINGAPORE GVT 1.75 01FEB23	シンガポール・ドル	87,686,458	85,825,088	0.51	
290,000 SINGAPORE GVT 2.375 01JUL39	シンガポール・ドル	23,792,023	24,828,552	0.15	
980,000 SINGAPORE GVT 2.375 01JUN25	シンガポール・ドル	78,780,667	79,544,126	0.47	
650,000 SINGAPORE GVT 2.75 01APR42	シンガポール・ドル	51,951,461	59,638,297	0.35	
1,145,000 SINGAPORE GVT 2.75 01MAR46	シンガポール・ドル	101,260,193	106,973,174	0.63	
705,000 SINGAPORE GVT 2.750 01JUL23	シンガポール・ドル	58,890,806	56,847,309	0.34	
808,000 SINGAPORE GVT 2.875 01JUL29	シンガポール・ドル	71,644,248	69,998,812	0.41	
985,000 SINGAPORE GVT 2.875 01SEP30	シンガポール・ドル	86,898,523	85,949,961	0.51	
295,000 SINGAPORE GVT 3 01SEP24	シンガポール・ドル	26,670,613	24,392,520	0.14	
720,000 SINGAPORE GVT 3.375 01SEP33	シンガポール・ドル	66,583,143	67,345,918	0.40	
1,308,000 SINGAPORE GVT 3.5 01MAR27	シンガポール・ドル	118,444,969	114,981,115	0.68	
1,700,000 WESTERN AUST TREAS 2.75 24JUL29	豪ドル	125,773,038	127,142,184	0.75	
債券合計		3,520,891,600	3,347,637,749	19.77	
C . 預託証券		日本円	日本円	%	
3,046 ALIBABA GROUP HOLDING SP ADR	米ドル	58,363,921	63,163,471	0.37	
預託証券合計		58,363,921	63,163,471	0.37	
D . 中期債券		日本円	日本円	%	
1,400,000 LANDWIRTSCH RTBK 5.375 23APR24 MTN	ニュージーランド・ドル	122,322,515	105,962,131	0.63	
中期債券合計		122,322,515	105,962,131	0.63	
公認の証券取引所への上場が認められている、 または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		7,158,075,707	6,577,753,848	38.82	

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2020年3月31日現在

日興グローバル財産3分法ファンド

額面 / 数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 投資信託			日本円	日本円	%
41,092,919	AMP CAPITAL GLOBAL REIT FUND	豪ドル	3,299,582,610	2,797,336,070	16.51
33,157,169	BNY MLN EMG MKT DEBT OPP USD X INC	米ドル	3,871,257,291	3,046,176,997	17.98
19,844,551	BNY MLN GBL HI YLD BD EUR X HED INC	ユーロ	2,529,889,608	1,858,533,774	10.97
20,264,208	BNY MLN GLOBAL HI YLD BND USD X INC	米ドル	2,097,639,385	1,887,833,473	11.14
投資信託合計			11,798,368,894	9,589,880,314	56.60
投資有価証券合計			18,956,444,601	16,167,634,162	95.42

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表	未監査
-----------	-----

日興グローバル財産3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
アイルランド	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	22.11
	持株会社の事業	17.98
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	0.14
		40.23
オーストラリア	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	16.51
	行政および防衛;強制加入社会保障	3.24
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 (他に分類されないもの)	0.28
		20.03
米国	コンピューター、電子・光学製品の製造	1.32
	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	1.31
	持株会社の事業	1.07
	本社の事業、経営コンサルタント事業	0.87
	出版事業	0.75
	自動車およびオートバイ以外の小売業	0.74
	電気機器の製造	0.73
	保険および年金基金以外の金融サービスに対する	0.62
	その他の補助事業	
	電気、ガス、空調設備供給	0.53
	ヒューマンヘルス事業	0.51
	コンピューター・プログラミング、コンサルタント業 および関連事業	0.41
	飲料の製造	0.37
	原油および天然ガスの採掘	0.36
	自動車およびオートバイ以外の卸売業	0.34
	陸上輸送およびパイプラインによる輸送	0.34
	その他の製造	0.29
	他の輸送機器の製造	0.24
	映画、ビデオおよびテレビ番組制作、録音および	0.20
	音楽出版事業	
	専門建設事業	0.09
	機械装置設備の製造(他に分類されないもの)	0.06
		11.15
シンガポール	行政および防衛;強制加入社会保障	4.58
		4.58
ノルウェー	行政および防衛;強制加入社会保障	4.05
	化学薬品および化学製品の製造	0.26
		4.31

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表(続き)	未監査
---------------	-----

日興グローバル財産3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類(続き)

国名	業種	比率*
カナダ	行政および防衛;強制加入社会保障	4.03
		4.03
ニュージーランド	行政および防衛;強制加入社会保障	3.41
		3.41
中国	電気通信	0.58
	損害保険	0.39
	情報サービス活動	0.37
		1.34
ドイツ	その他の金融仲介機関	1.07
		1.07
日本	コンピューター、電子・光学製品の製造	0.31
	電気機器の製造	0.26
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	0.21
		0.78
台湾	コンピューター、電子・光学製品の製造	0.76
		0.76
スイス	その他の製造	0.27
	コンピューター、電子・光学製品の製造	0.22
	飲料の製造	0.18
		0.67
フランス	化学薬品および化学製品の製造	0.34
	その他の金融仲介機関	0.20
		0.54
香港	持株会社の事業	0.47
		0.47

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）	未監査
---------------	-----

日興グローバル財産3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率*
イギリス	本社の事業、経営コンサルタント事業	0.38
		0.38
デンマーク	電気、ガス、空調設備供給	0.32
		0.32
南アフリカ	自動車およびオートバイ以外の卸売業	0.28
		0.28
イタリア	電気、ガス、空調設備供給	0.27
		0.27
ベルギー	本社の事業、経営コンサルタント事業	0.21
		0.21
インド	その他与信供与	0.20
		0.20
スウェーデン	機械装置設備以外の組立金属製品の製造	0.21
		0.21
オーストリア	原油および天然ガスの採掘	0.18
		0.18
投資有価証券合計		95.42

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets at March 31, 2020

Nikko Global Tri-Asset Fund

(Expressed in Japanese Yen)

Notes	Nikko Global Tri-Asset Fund JPY
Assets	
Investments	
At cost	18,956,444,601
At market value	16,167,634,162
Receivable for investments sold	922,525,275
Cash at bank	500,079,454
Interest receivable on bonds	33,746,377
Dividends receivable	4,380,056
Subscriptions receivable	567,720
Total assets	17,628,933,044
Liabilities	
Investments purchased payable	630,145,154
Redemptions payable	17,378,634
Manager fees payable	14,585,748
Distributor fees payable	7,677,357
Marketing fees payable	3,703,960
Legal expenses payable	2,905,740
Printing and publishing expenses payable	2,877,657
Professional expenses payable	2,070,754
Agent Company fees payable	1,472,014
Administrator fees payable	883,288
Custodian fees payable	588,707
Trustee fees payable	203,890
Other liabilities	558,345
Total liabilities	685,051,248
Total net assets	16,943,881,796
Net assets	
Accumulating Class A Units	JPY 2,493,855,568
Distributing Class A Units	JPY 7,799,654,556
Accumulating Class B Units	JPY 643,607,440
Distributing Class B Units	JPY 6,006,764,232
Number of units outstanding	
Accumulating Class A Units	1,848,811,628
Distributing Class A Units	24,606,889,979
Accumulating Class B Units	508,223,585
Distributing Class B Units	22,016,968,102
Net asset value per unit	
Accumulating Class A Units	JPY 1.3489
Distributing Class A Units	JPY 0.3170
Accumulating Class B Units	JPY 1.2664
Distributing Class B Units	JPY 0.2728

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2020

Nikko Global Tri-Asset Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Nikko Global Tri-Asset Fund JPY
Income		
Dividend income	2.7	1,146,181,285
Interest on bonds	2.6	97,578,595
Bank interest		2,316,546
Total income		1,246,076,426
Expenses		
Manager fees	3	220,005,966
Distributor fees	6	114,973,887
Marketing fees	3	58,522,672
Agent Company fees	7	22,203,561
Administrator fees	4	13,323,550
Custodian fees	5	8,879,962
Transaction fees		5,049,972
Printing and publishing expenses		4,395,323
Legal expenses		2,262,338
Safekeeping fees		2,159,693
Professional expenses		2,046,145
Trustee fees	8	814,315
Bank interest		622,363
Other expenses		1,875,036
Total expenses		457,134,783
Net investment gain		788,941,643

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2020 (continued)

Nikko Global Tri-Asset Fund (Expressed in Japanese Yen)

Notes	Nikko Global Tri-Asset Fund JPY	
Net investment gain		788,941,643
Net realised		
Gain on investments	2.2	697,102,337
Loss on foreign exchange	2.3	(61,161,792)
Net investment gain and net realised gain for the year		1,424,882,188
Net change in unrealised		
Depreciation on investments	2.2	(3,818,170,306)
Net decrease in net assets as result of operations		(2,393,288,118)
Movement in capital		
Subscriptions of units		600,441,737
Redemptions of units		(5,001,899,505)
Net movement in capital		(4,401,457,768)
Distribution	10	(1,095,174,856)
Net assets at the beginning of the year		24,833,802,538
Net assets at the end of the year		16,943,881,796

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information	UNAUDITED
-------------------------	-----------

Nikko Global Tri-Asset Fund			
Class A Units		Class B Units	
Accumulating	Distributing	Accumulating	Distributing

Number of units outstanding at the end of the year

March 31, 2018	2,318,471,626	33,541,345,477	466,050,038	33,661,830,993
March 31, 2019	2,047,888,574	29,112,298,964	567,898,428	29,300,353,444
number of units issued	15,455,852	430,008,496	43,315,157	1,089,960,000
number of units redeemed	(214,532,798)	(4,935,417,481)	(102,990,000)	(8,373,345,342)
March 31, 2020	1,848,811,628	24,606,889,979	508,223,585	22,016,968,102

Total net assets at the end of the year	JPY	JPY	JPY	JPY
March 31, 2018	3,396,084,681	13,361,087,701	646,570,206	11,889,974,122
March 31, 2019	3,152,017,574	11,110,174,989	824,246,569	9,747,363,406
March 31, 2020	2,493,855,568	7,799,654,556	643,607,440	6,006,764,232

Net asset value per unit at the end of the year	JPY	JPY	JPY	JPY
March 31, 2018	1.4648	0.3983	1.3873	0.3532
March 31, 2019	1.5392	0.3816	1.4514	0.3327
March 31, 2020	1.3489	0.3170	1.2664	0.2728

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements

(As at March 31, 2020)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 1 - Activity and objectives

NIPPON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Nikko Global Tri-Asset Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and supplemental trust deeds dated September 14, 2005, July 31, 2015 and September 30, 2016, all between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

The financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of Units

Accumulating Class A Units, Distributing Class A Units, Accumulating Class B Units and Distributing Class B Units are available for issue. The purpose of issuing different classes of accumulating and distributing Units is to enable the Distributor to offer interests in Units that are subject to an initial charge or a contingent deferred sales charge. Interests in Class A Units are subject to an initial charge of up to 4 % of the purchase price.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to achieve a stable return by controlling risk through investment in three different asset classes: fixed income securities, equity securities and real estate related securities. The Investment Manager has appointed Nikko Asset Management Co., Ltd. ("Nikko Asset Management") to advise it on the allocation of the Series Trust's assets between the three different asset classes. Nikko Asset Management, with advice from Nikko Global Wrap Ltd., advises the Investment Manager on the optimal allocation of the Series Trust's assets between such asset classes based on an analysis of the global macro-economy, market environment and other relevant factors. The allocation may be altered from time to time in accordance with changes in market conditions.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2020)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of equities (including interests in closed-ended collective investment schemes and exchange traded funds) quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to: (A) (i) where the relevant securities market is in Asia, Oceania or Americas, the closing price, or (ii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price, on the principal stock exchange or securities market for such equities, or (B) if no closing price or opening price (as the case may be) is available, the last available closing price on the principal stock exchange or securities market for such equities, or otherwise as determined by the Manager and the Trustee, the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such equities; at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (b) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of futures and options contracts quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to (i) where the relevant securities market is in Americas, the last settlement price on the last trading day before the relevant Valuation Day, or (ii) where the relevant securities market is in Asia or Oceania, the last settlement price at or immediately preceding the Valuation Point, or (iii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (c) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of debt instruments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to the last available bid price at the Valuation Point;
- (d) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, the value of each interest in any collective investment scheme which is not quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (e) If no net asset value or the relevant price quotations are available as provided in paragraphs (a), (b), (c) or (d) above, or if the relevant Investment is not an Investment described in paragraphs (a), (b), (c), (d), (f) or (g), the value of the relevant Investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2020)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets (continued)

- (f) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (d) above applies, the value of any Investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the estimated fair market value as determined in good faith by the Manager or by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such Investment;
- (g) The value of any cash in hand and accounts receivable, prepaid expenses and cash dividends accrued and not yet received shall be the full amount thereof, unless it is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be derived after making such discounts as the Manager may consider appropriate to reflect the fair value thereof;
- (h) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any Investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the Investment; and
- (i) The value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which the Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of the Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Administrator shall deem appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

2.3 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2020)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net asset date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.7 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2020)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 3 - Manager and Marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of

- 0.99% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY30,000,000,000;
- 0.94% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY30,000,000,000 and equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.91% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.86% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for any expenses incurred by it in connection with registering the Series Trust and distributing the units or interests therein in Japan.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of any of its delegates.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2020)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06% per annum of the net asset value attributable to the Class A Units and the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04% per annum of the net asset value attributable to the Class A Units and the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Distributor fees

The Distributor, in its capacity as distributor of the units in Japan, is entitled to a distribution fee at each of the rates below per annum of the net asset value attributable to the Class A Units and Class B Units respectively accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Class A Units

Net asset value (JPY billion)	% per annum
For the part of 30 or below	0.60%
For the part of over 30 through 50 or below	0.65%
For the part of over 50 through 100 or below	0.68%
For the part of over 100	0.73%

Class B Units

Net asset value (JPY billion)	% per annum
For the part of 30 or below	0.40%
For the part of over 30 through 50 or below	0.45%
For the part of over 50 through 100 or below	0.48%
For the part of over 100	0.53%

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value accrued and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2020)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 9 - Taxation

Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

Note 10 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ending March 31, 2020 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Distributing Class A Units			
JPY 30	15/04/2019	16/04/2019	23/04/2019
JPY 30	15/05/2019	16/05/2019	21/05/2019
JPY 30	17/06/2019	18/06/2019	21/06/2019
JPY 30	16/07/2019	17/07/2019	22/07/2019
JPY 10	16/08/2019	19/08/2019	22/08/2019
JPY 10	17/09/2019	18/09/2019	24/09/2019
JPY 10	15/10/2019	16/10/2019	21/10/2019
JPY 10	15/11/2019	18/11/2019	21/11/2019
JPY 10	16/12/2019	17/12/2019	20/12/2019
JPY 10	15/01/2020	16/01/2020	22/01/2020
JPY 10	18/02/2020	19/02/2020	25/02/2020
JPY 10	16/03/2020	17/03/2020	23/03/2020

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2020)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 10 - Distribution (continued)

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Distributing Class B Units			
JPY 30	15/04/2019	16/04/2019	23/04/2019
JPY 30	15/05/2019	16/05/2019	21/05/2019
JPY 30	17/06/2019	18/06/2019	21/06/2019
JPY 30	16/07/2019	17/07/2019	22/07/2019
JPY 10	16/08/2019	19/08/2019	22/08/2019
JPY 10	17/09/2019	18/09/2019	24/09/2019
JPY 10	15/10/2019	16/10/2019	21/10/2019
JPY 10	15/11/2019	18/11/2019	21/11/2019
JPY 10	16/12/2019	17/12/2019	20/12/2019
JPY 10	15/01/2020	16/01/2020	22/01/2020
JPY 10	18/02/2020	19/02/2020	25/02/2020
JPY 10	16/03/2020	17/03/2020	23/03/2020

Note 11 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at March 31, 2020 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	66.854000	KRW	0.088900
CAD	76.418500	NOK	10.300200
CHF	112.557000	NZD	64.962200
DKK	15.962900	SEK	10.745900
EUR	119.229300	SGD	76.142100
GBP	133.545500	TWD	3.582800
HKD	13.983500	USD	108.415000
INR	1.438700	ZAR	6.037500

Note 12 - Subsequent event

Distributions made by the Series Trust after year-end are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Distributing Class A Units			
JPY 10	15/04/2020	16/04/2020	21/04/2020
JPY 10	15/05/2020	18/05/2020	22/05/2020
JPY 10	15/06/2020	16/06/2020	19/06/2020
JPY 10	15/07/2020	16/07/2020	21/07/2020
Distributing Class B Units			
JPY 10	15/04/2020	16/04/2020	21/04/2020
JPY 10	15/05/2020	18/05/2020	22/05/2020
JPY 10	15/06/2020	16/06/2020	19/06/2020
JPY 10	15/07/2020	16/07/2020	21/07/2020

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2020)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 12 - Subsequent event (continued)

Since beginning of 2020, the spread of a novel coronavirus disease, known as COVID-19, has negatively impacted the global economy and financial markets and caused significant volatility.

The impact of the COVID-19 outbreak on the financial performance of the Series Trust's investments will depend on future developments, including the duration and spread of the outbreak and related advisories and restrictions. These developments and the impact of COVID-19 on the financial markets and the overall economy are highly uncertain and cannot be predicted. If the financial markets and/or the overall economy are impacted for an extended period, the Series Trust's future investment results may be materially adversely affected.

In this context, the Trustee is continuously watching governments' efforts to contain the spread of the virus and is closely monitoring the potential economic impact on the Series Trust's performance.

The Series Trust is in full capacity to continue its usual operations in accordance with its investment policy and its offering circular. The Series Trust's unaudited net asset values are available on daily basis.

Effective April 1, 2020, the Investment Manager "BNY Mellon Asset Management Japan Limited" changed its name to "BNY Mellon Investment Management Japan Limited".

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments at March 31, 2020

Nikko Global Tri-Asset Fund

Nominal / Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Shares			JPY	JPY	%
5,326	ABBVIE INC	USD	51,564,621	43,444,938	0.26
81,600	AIA GROUP LTD	HKD	73,300,436	80,044,629	0.47
4,210	AIR LIQUIDE SA	EUR	53,926,160	57,624,475	0.34
8,238	ALCON INC	CHF	50,604,234	45,564,794	0.27
1,087	ALPHABET INC-CL C	USD	109,614,119	135,149,374	0.80
586	AMAZON.COM INC	USD	105,176,824	124,772,041	0.74
18,938	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	USD	110,367,296	52,786,810	0.31
6,311	AMETEK INC	USD	68,262,219	50,439,728	0.30
7,617	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/AV	EUR	75,009,463	35,327,797	0.21
1,851	ANTHEM INC	USD	60,933,054	46,271,895	0.27
4,825	APPLE INC	USD	133,847,969	133,291,673	0.79
5,117	APPLIED MATERIALS INC	USD	25,502,391	26,240,118	0.15
4,342	APTIV PLC	USD	41,453,701	23,499,230	0.14
17,137	ASSA ABLOY AB-B	SEK	39,553,983	33,745,938	0.20
6,690	ASTRAZENECA PLC	GBP	60,765,955	64,629,969	0.38
5,041	BAXTER INTERNATIONAL INC	USD	46,348,209	44,918,465	0.27
9,731	BNP PARIBAS	EUR	52,050,979	33,066,279	0.20
9,917	BRISTOL MYERS SQUIBB CO	USD	69,230,658	58,477,474	0.35
31,725	CLICKS GROUP LTD	ZAR	37,976,455	47,607,452	0.28
14,209	COCA-COLA HBC AG	GBP	53,850,537	31,309,547	0.18
1,836	COSTCO WHOLESALE CORP	USD	38,661,590	57,947,400	0.34
10,300	DENSO CORP (06902)	JPY	49,040,170	35,957,300	0.21
60,710	ENEL SPA	EUR	43,052,356	46,383,737	0.27
7,150	EOG RESOURCES INC	USD	68,509,732	27,115,341	0.16
4,081	HCA HEALTHCARE INC	USD	50,347,380	40,244,476	0.24
9,187	HELMERICH AND PAYNE	USD	48,997,124	15,438,128	0.09
4,510	INGERSOLL-RAND INC	USD	17,859,552	11,612,682	0.06
8,355	JPMORGAN CHASE AND CO	USD	86,253,989	84,692,958	0.50
8,082	MACQUARIE GROUP LIMITED	AUD	69,269,639	46,331,938	0.27
49,000	MEDIATEK INC	TWD	60,630,993	57,495,633	0.34
33,500	MITSUBISHI ELECTRIC CORP (06503)	JPY	47,551,995	44,722,500	0.26
2,057	NEXTERA ENERGY INC	USD	34,882,481	54,862,587	0.32
2,099	NVIDIA CORP	USD	63,504,900	60,438,460	0.36
9,405	OMV AG	EUR	54,676,774	28,818,735	0.17
4,670	PEPSICO INC	USD	58,741,839	63,530,259	0.37
62,500	PING AN INSURANCE GROUP CO -H-	HKD	64,299,685	66,552,486	0.39
4,041	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	USD	65,150,507	44,235,449	0.26
12,884	PPL CORPORATION	USD	42,441,469	36,079,819	0.21
3,904	QUALCOMM INC	USD	37,008,652	29,217,087	0.17
2,676	RAYTHEON COMPANY	USD	45,611,149	40,967,626	0.24
4,064	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	USD	52,881,779	13,116,614	0.07
4,307	SALESFORCE.COM INC	USD	53,294,956	69,971,447	0.41
23,147	SCHLUMBERGER LTD	USD	91,432,967	33,325,910	0.20
1,777	SERVICENOW INC	USD	63,194,229	55,174,005	0.33
36,367	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	INR	59,515,014	34,566,963	0.20

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments at March 31, 2020 (continued)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Nominal / Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Shares (continued)			JPY	JPY	%
8,100	SONY CORP (06758)	JPY	44,404,860	52,010,100	0.31
5,129	SPLUNK INC	USD	48,856,039	70,741,998	0.42
16,062	STMICROELECTRONICS NV-NY SHS	USD	48,809,623	37,125,820	0.22
73,000	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACT COMP	TWD	55,100,173	71,663,976	0.42
1,580	TELEFLEX INC	USD	65,033,218	49,391,386	0.29
18,400	TENCENT HOLDINGS LTD	HKD	96,790,974	97,823,748	0.58
5,112	TRANE TECHNOLOGIES PLC	USD	61,788,814	46,720,518	0.28
3,748	UNION PACIFIC CORP	USD	54,177,852	56,968,768	0.34
2,923	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	USD	57,928,773	73,494,739	0.43
6,053	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	DKK	49,649,670	54,379,654	0.32
5,862	VISA INC CLASS A SHARES	USD	75,326,671	105,224,458	0.62
3,097	WALT DISNEY CO/THE	USD	49,683,840	33,508,962	0.20
13,281	YARA INTERNATIONAL ASA	NOK	62,796,980	44,924,204	0.27
Total shares			3,456,497,671	3,060,990,497	18.05
B. Bonds			JPY	JPY	%
2,000,000	AUSTRALIAN GVT 2.75 21NOV27 SER148	AUD	153,690,049	154,944,369	0.91
2,000,000	AUSTRALIAN GVT 3.25 21APR29 SER138	AUD	161,934,803	163,112,887	0.96
1,150,000	BRITISH COLUMBIA PROV 2.70 18DEC22	CAD	97,219,952	91,553,798	0.54
710,000	BRITISH COLUMBIA PROV 2.85 18JUN25	CAD	65,281,790	57,916,214	0.34
940,000	BRITISH COLUMBIA PROV 3.25 18DEC21	CAD	78,522,383	74,721,782	0.44
250,000	CANADA GOVT OF 2 01DEC51	CAD	23,055,387	22,589,108	0.13
250,000	CANADA GOVT OF 2.25 01JUN29	CAD	21,931,058	21,713,735	0.13
535,000	CANADA GOVT OF 3.5 01DEC45	CAD	58,992,790	60,569,471	0.36
150,000	CANADA GOVT OF 4 01JUN41	CAD	16,329,114	17,340,420	0.10
665,000	CANADA GOVT OF 5 01JUN37	CAD	85,498,568	81,464,248	0.48
375,000	CANADA GOVT OF 5.75 01JUN29 WL43	CAD	44,546,172	41,355,383	0.24
1,000,000	KREDITANSTALT FUR WIED 3.2 15MAR28	AUD	75,244,969	75,983,506	0.45
1,165,000	NEW ZEALAND GOVT 3 20APR29 SER0429	NZD	93,085,144	88,077,510	0.52
240,000	NEW ZEALAND GVT 2.75 15APR25 SER425	NZD	17,940,469	17,163,118	0.10
1,570,000	NEW ZEALAND GVT 2.75 15APR37 SER437	NZD	123,360,884	117,838,989	0.70
1,225,000	NEW ZEALAND GVT 3.5 14APR33 SE 0433	NZD	107,001,401	99,124,820	0.59
1,750,000	NEW ZEALAND LOCAL GOVT 4.5 15APR27	NZD	144,126,331	135,604,481	0.80
1,750,000	NEW ZEALAND LOCAL GOVT FD 6 15MAY21	NZD	154,455,039	120,251,305	0.71
10,155,000	NORWAY KINGDOM 1.75 06SEP29 SER481	NOK	127,085,745	113,117,248	0.67
8,550,000	NORWAY KINGDOM 2 26APR28 SER 480	NOK	108,477,879	96,212,004	0.57
5,700,000	NORWAY KINGDOM OF 1.75% 13MAR25	NOK	69,616,417	62,034,283	0.37
15,020,000	NORWAY KINGDOM OF 2 24MAY23 SER 475	NOK	182,094,683	162,430,217	0.96
8,380,000	NORWAY KINGDOM OF 3 14MAR24 SER476	NOK	107,213,118	94,861,106	0.56
14,630,000	NORWAY KINGDOM OF 3.75 25MAY21 S474	NOK	178,310,703	156,641,176	0.92
1,420,000	PROVINCE OF ALBERTA 2.55 01JUN27	CAD	117,974,762	112,390,357	0.66
270,000	PROVINCE OF ALBERTA 2.55 15DEC22	CAD	22,363,094	21,371,235	0.13

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments at March 31, 2020 (continued)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Nominal / Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
B. Bonds (continued)					
1,000,000	PROVINCE OF ALBERTA 2.65 01SEP23	CAD	83,482,528	79,457,633	0.47
1,000,000	QUEENSLAND TREAS 6.5 14MAR33 SER 33	AUD	103,680,226	104,330,290	0.62
1,100,000	SINGAPORE GVT 1.75 01FEB23	SGD	87,686,458	85,825,088	0.51
290,000	SINGAPORE GVT 2.375 01JUL39	SGD	23,792,023	24,828,552	0.15
980,000	SINGAPORE GVT 2.375 01JUN25	SGD	78,780,667	79,544,126	0.47
650,000	SINGAPORE GVT 2.75 01APR42	SGD	51,951,461	59,638,297	0.35
1,145,000	SINGAPORE GVT 2.75 01MAR46	SGD	101,260,193	106,973,174	0.63
705,000	SINGAPORE GVT 2.750 01JUL23	SGD	58,890,806	56,847,309	0.34
808,000	SINGAPORE GVT 2.875 01JUL29	SGD	71,644,248	69,998,812	0.41
985,000	SINGAPORE GVT 2.875 01SEP30	SGD	86,898,523	85,949,961	0.51
295,000	SINGAPORE GVT 3 01SEP24	SGD	26,670,613	24,392,520	0.14
720,000	SINGAPORE GVT 3.375 01SEP33	SGD	66,583,143	67,345,918	0.40
1,308,000	SINGAPORE GVT 3.5 01MAR27	SGD	118,444,969	114,981,115	0.68
1,700,000	WESTERN AUST TREAS 2.75 24JUL29	AUD	125,773,038	127,142,184	0.75
Total bonds			3,520,891,600	3,347,637,749	19.77
C. Depositary receipts					
3,046	ALIBABA GROUP HOLDING SP ADR	USD	58,363,921	63,163,471	0.37
Total depositary receipts			58,363,921	63,163,471	0.37
D. Medium term notes					
1,400,000	LANDWIRTSCH RTBK 5.375 23APR24 MTN	NZD	122,322,515	105,962,131	0.63
Total medium term notes			122,322,515	105,962,131	0.63
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in an another regulated market			7,158,075,707	6,577,753,848	38.82

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments at March 31, 2020 (continued)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Nominal / Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
II. Investment funds			JPY	JPY	%
41,092,919	AMP CAPITAL GLOBAL REIT FUND	AUD	3,299,582,610	2,797,336,070	16.51
33,157,169	BNY MLN EMG MKT DEBT OPP USD X INC	USD	3,871,257,291	3,046,176,997	17.98
19,844,551	BNY MLN GBL HI YLD BD EUR X HED INC	EUR	2,529,889,608	1,858,533,774	10.97
20,264,208	BNY MLN GLOBAL HI YLD BND USD X INC	USD	2,097,639,385	1,887,833,473	11.14
Total investment funds			11,798,368,894	9,589,880,314	56.60
Total investments			18,956,444,601	16,167,634,162	95.42

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments		UNAUDITED
Nikko Global Tri-Asset Fund		
Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio*
Ireland		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	22.11
	Activities Of Holding Companies	17.98
	Manufacture Of Motor Vehicles, Trailers And Semi-Trailers	0.14
		40.23
Australia		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	16.51
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	3.24
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.28
		20.03
USA		
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	1.32
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	1.31
	Activities Of Holding Companies	1.07
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	0.87
	Publishing Activities	0.75
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	0.74
	Manufacture Of Electrical Equipment	0.73
	Other Activities Auxiliary To Financial Services, Except Insurance And Pension Funding	0.62
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.53
	Human Health Activities	0.51
	Computer Programming, Consultancy And Related Activities	0.41
	Manufacture Of Beverages	0.37
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.36
	Wholesale Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	0.34
	Land Transport And Transport Via Pipelines	0.34
	Other Manufacturing	0.29
	Manufacture Of Other Transport Equipment	0.24
	Motion Picture, Video And Television Programme Production, Sound Recording And Music Publishing Activities	0.20
	Specialised Construction Activities	0.09
	Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	0.06
		11.15
Singapore		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	4.58
		4.58
Norway		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	4.05
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	0.26
		4.31

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
--	------------------

Nikko Global Tri-Asset Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)

Country	Economical sector	Ratio*
Canada		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	4.03
		4.03
New Zealand		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	3.41
		3.41
China		
	Telecommunications	0.58
	Non-Life Insurance	0.39
	Information Service Activities	0.37
		1.34
Germany		
	Other Monetary Intermediation	1.07
		1.07
Japan		
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	0.31
	Manufacture Of Electrical Equipment	0.26
	Manufacture Of Motor Vehicles, Trailers And Semi-Trailers	0.21
		0.78
Taiwan		
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	0.76
		0.76
Switzerland		
	Other Manufacturing	0.27
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	0.22
	Manufacture Of Beverages	0.18
		0.67
France		
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	0.34
	Other Monetary Intermediation	0.20
		0.54
Hong Kong		
	Activities Of Holding Companies	0.47
		0.47

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Nikko Global Tri-Asset Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)

Country	Economical sector	Ratio*
United Kingdom		
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	0.38
		0.38
Denmark		
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.32
		0.32
South Africa		
	Wholesale Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	0.28
		0.28
Italy		
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.27
		0.27
Belgium		
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	0.21
		0.21
India		
	Other Credit Granting	0.20
		0.20
Sweden		
	Manufacture Of Fabricated Metal Products, Except Machinery And Equipment	0.21
		0.21
Austria		
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.18
		0.18
Total investments		95.42

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

(2)【2019年3月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッポン・オフショア・ファンズ

純資産計算書
2019年3月31日現在

日興グローバル財産3分法ファンド

(日本円で表示)

注記	日興グローバル財産3分法ファンド 日本円
----	-------------------------

資産

投資有価証券

- 取得原価		23,212,618,020
- 時価評価額	2.2	24,241,977,887
現預金		616,771,029
債券にかかる未収利息	2.6	33,097,474
未収配当金	2.7	11,976,489
未収受益証券発行手取金		165,400

資産合計	24,903,988,279
------	----------------

負債

未払管理報酬	3	20,566,802
未払買戻支払額		20,509,968
未払販売報酬	6	10,688,082
未払販売管理報酬	3	5,663,229
未払印刷および公告費		3,003,097
未払弁護士報酬		2,905,408
未払専門家費用		2,155,938
未払代行協会員報酬	7	2,075,673
未払管理事務代行報酬	4	1,245,547
未払保管報酬	5	830,128
未払受託報酬	8	206,323
その他の負債		335,546

負債合計	70,185,741
------	------------

純資産総額	24,833,802,538
-------	----------------

純資産額		
資産形成型クラスA受益証券	日本円	3,152,017,574
毎月分配型クラスA受益証券	日本円	11,110,174,989
資産形成型クラスB受益証券	日本円	824,246,569
毎月分配型クラスB受益証券	日本円	9,747,363,406

発行済受益証券口数		
資産形成型クラスA受益証券		2,047,888,574
毎月分配型クラスA受益証券		29,112,298,964
資産形成型クラスB受益証券		567,898,428
毎月分配型クラスB受益証券		29,300,353,444

1口当たり純資産価格		
資産形成型クラスA受益証券	日本円	1.5392
毎月分配型クラスA受益証券	日本円	0.3816
資産形成型クラスB受益証券	日本円	1.4514
毎月分配型クラスB受益証券	日本円	0.3327

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2019年3月31日終了年度

日興グローバル財産3分法ファンド (日本円で表示)

注記 日興グローバル財産3分法ファンド
日本円

収益

受取配当金	2.7	1,229,293,711
債券にかかる利息	2.6	121,562,596
銀行利息		4,600,088
その他収益		191,018

収益合計 1,355,647,413

費用

管理報酬	3	270,162,669
販売報酬	6	140,580,524
販売管理報酬	3	73,801,375
代行協会員報酬	7	27,265,658
管理事務代行報酬	4	16,361,218
保管報酬	5	10,904,521
印刷および公告費		4,297,920
取引手数料		2,996,912
弁護士報酬		2,481,542
保護預り費用		2,312,936
専門家費用		2,126,290
受託報酬	8	834,370
銀行利息		711,254
その他費用		3,325,373

費用合計 558,162,562

投資純利益 797,484,851

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2019年3月31日終了年度(続き)

日興グローバル財産3分法ファンド

(日本円で表示)

注記 日興グローバル財産3分法ファンド
日本円

投資純利益 797,484,851

以下にかかる実現純損益:

投資有価証券 849,068,440
外国為替 544,128

当期実現純利益 1,647,097,419

以下にかかる未実現評価損益の純変動:

投資有価証券 (367,893,547)
為替先渡契約 317

運用による純資産の純増加 1,279,204,189

資本の変動

受益証券発行手取額 891,750,111
受益証券買戻支払額 (4,346,285,407)

資本の変動、純額 (3,454,535,296)

支払分配金 10 (2,284,583,065)

期首現在純資産額 29,293,716,710

期末現在純資産額 24,833,802,538

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

統計情報	未監査
------	-----

日興グローバル財産3分法ファンド			
クラスA受益証券		クラスB受益証券	
資産形成型	毎月分配型	資産形成型	毎月分配型

期末現在発行済受益証券口数:

2017年3月31日	2,633,890,564	34,636,681,916	741,062,964	42,971,532,513
2018年3月31日	2,318,471,626	33,541,345,477	466,050,038	33,661,830,993
発行受益証券口数	15,770,554	973,067,245	158,100,000	743,870,000
買戻受益証券口数	(286,353,606)	(5,402,113,758)	(56,251,610)	(5,105,347,549)
2019年3月31日	2,047,888,574	29,112,298,964	567,898,428	29,300,353,444

期末現在純資産総額:	日本円	日本円	日本円	日本円
2017年3月31日	3,723,998,982	14,507,806,097	996,729,410	16,194,693,031
2018年3月31日	3,396,084,681	13,361,087,701	646,570,206	11,889,974,122
2019年3月31日	3,152,017,574	11,110,174,989	824,246,569	9,747,363,406

期末現在1口当たり 純資産価格:	日本円	日本円	日本円	日本円
2017年3月31日	1.4139	0.4189	1.3450	0.3769
2018年3月31日	1.4648	0.3983	1.3873	0.3532
2019年3月31日	1.5392	0.3816	1.4514	0.3327

ニッポン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2019年3月31日現在

日興グローバル財産3分法ファンド

注記1. 活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

日興グローバル財産3分法ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB NYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書ならびに2005年9月14日、2015年7月31日および2016年9月30日付の補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

資産形成型クラスA受益証券、毎月分配型クラスA受益証券、資産形成型クラスB受益証券および毎月分配型クラスB受益証券が発行されている。資産形成型および毎月分配型という異なるクラスの受益証券を発行する目的は、申込手数料または条件付後払申込手数料が発生する受益証券を、販売会社が提供できるようにするためである。クラスA受益証券は、購入価格の4%を上限として申込手数料が発生する。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、リスクを管理しつつ、3つの異なった資産クラス、即ち債券、株式および不動産関連証券に投資することによって安定したリターンを達成することである。投資運用会社は3つの資産クラスに対するファンドの資産配分に関して助言を得るために日興アセットマネジメント株式会社（以下「日興アセットマネジメント」という。）を投資助言会社に任命している。日興アセットマネジメントは、日興グローバルラップ株式会社のアドバイスに従って、世界のマクロ経済、市場環境等の要因分析に基づいて上記資産クラスに対するシリーズ・トラストの資産の最適な配分に関して投資運用会社に助言を行う。資産配分は市場環境の変化に応じて適宜変更することができる。

注記2.重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

(a) 下記 (b) が適用される投資信託の持分を除き、かつ下記 (c) の規定に従い、証券市場において値付けされ、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。

(b) 下記 (c) および (e) の規定に従い、投資信託の各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該投資信託の受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、それぞれの場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該投資信託のために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。

(c) 純資産価額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記 (a) または (b) に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により隨時決定されるものとする。

(d) 上記 (b) が適用される投資信託の持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができる、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。

(e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

時価での組入証券の評価から生じる未実現為替差損益は、投資有価証券の評価損益にかかる未実現純変動額に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費は、完全に償却されている。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における純資産計算書の日付現在適用される先物レートで評価される。

為替先渡契約からの利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

注記3. 管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、下記の料率で管理報酬を受領する権利を有する。

- ・純資産価額の300億円以下の部分については、年率0.99%
- ・純資産価額の300億円超500億円以下の部分については、年率0.94%
- ・純資産価額の500億円超1,000億円以下の部分については、年率0.91%
- ・純資産価額の1,000億円超の部分については、年率0.86%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

また、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64%の販売管理報酬を受領する権利を有する。上記の報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

また、管理会社は日本国内でのシリーズ・トラストの登録および受益証券または受益証券の権利の販売に関連して管理会社が負担した費用をシリーズ・トラストの資産の中から払戻しを受ける権利を有する。

管理会社は自己の報酬の中から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、投資運用にかかるさらなる受任者の報酬を支払う責任を負う。

注記4. 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスA受益証券およびクラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記5. 保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスA受益証券およびクラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに、毎月後払いで支払われる。

注記6. 販売報酬

販売会社は、日本における受益証券の販売会社としての資格において、それぞれ各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる、以下のクラスA受益証券およびクラスB受益証券に帰属する純資産価額に対する各年率の販売報酬を受領する権利を有する。

クラス A 受益証券

純資産価額（単位：億円）	年率（%）
300億円以下の部分	0.60%
300億円超500億円以下の部分	0.65%
500億円超1,000億円以下の部分	0.68%
1,000億円超の部分	0.73%

クラス B 受益証券

純資産価額（単位：億円）	年率（%）
300億円以下の部分	0.40%
300億円超500億円以下の部分	0.45%
500億円超1,000億円以下の部分	0.48%
1,000億円超の部分	0.53%

注記 7 . 代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

注記 8 . 受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いにて支払われる。

注記9. 税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および貰戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10. 支払分配金

2019年3月31日に終了した年度中、シリーズ・トラストによって行われた分配金は以下の通りである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
<hr/>			
毎月分配型クラスA受益証券			
30円	2018年4月16日	2018年4月17日	2018年4月20日
30円	2018年5月15日	2018年5月16日	2018年5月22日
30円	2018年6月15日	2018年6月18日	2018年6月21日
30円	2018年7月17日	2018年7月18日	2018年7月23日
30円	2018年8月16日	2018年8月17日	2018年8月22日
30円	2018年9月18日	2018年9月19日	2018年9月25日
30円	2018年10月15日	2018年10月16日	2018年10月19日
30円	2018年11月15日	2018年11月16日	2018年11月21日
30円	2018年12月17日	2018年12月18日	2018年12月21日
30円	2019年1月15日	2019年1月16日	2019年1月22日
30円	2019年2月15日	2019年2月19日	2019年2月22日
30円	2019年3月15日	2019年3月18日	2019年3月22日

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
<hr/>			
毎月分配型クラスB受益証券			

30円	2018年4月16日	2018年4月17日	2018年4月20日
30円	2018年5月15日	2018年5月16日	2018年5月22日
30円	2018年6月15日	2018年6月18日	2018年6月21日
30円	2018年7月17日	2018年7月18日	2018年7月23日
30円	2018年8月16日	2018年8月17日	2018年8月22日
30円	2018年9月18日	2018年9月19日	2018年9月25日
30円	2018年10月15日	2018年10月16日	2018年10月19日
30円	2018年11月15日	2018年11月16日	2018年11月21日
30円	2018年12月17日	2018年12月18日	2018年12月21日
30円	2019年1月15日	2019年1月16日	2019年1月22日
30円	2019年2月15日	2019年2月19日	2019年2月22日
30円	2019年3月15日	2019年3月18日	2019年3月22日

注記11. 為替レート

2019年3月31日時点での日本円に対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	78.5067	イスラエル・シェケル	30.4974
ブラジル・レアル	28.3905	インド・ルピー	1.6016
カナダ・ドル	82.4996	韓国ウォン	0.0975
スイス・フラン	111.3111	ノルウェー・クローネ	12.8267
チェコ・コルナ	4.8159	ニュージーランド・ドル	75.2669
デンマーク・クローネ	16.6634	スウェーデン・クローナ	11.9265
ユーロ	124.3780	シンガポール・ドル	81.7266
英ポンド	144.2483	トルコ・リラ	19.6698
香港ドル	14.1098	台湾ドル	3.5925
ハンガリー・フォリント	0.3879	米ドル	110.7601
インドネシア・ルピア	0.0078	南アフリカ・ランド	7.6046

注記12. 後発事象

年度末以降、シリーズ・トラストによって行われた分配金は以下の通りである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
<hr/>			
毎月分配型クラスA受益証券			
30円	2019年4月15日	2019年4月16日	2019年4月23日
30円	2019年5月15日	2019年5月16日	2019年5月21日
30円	2019年6月17日	2019年6月18日	2019年6月21日
30円	2019年7月16日	2019年7月17日	2019年7月22日
<hr/>			
毎月分配型クラスB受益証券			
30円	2019年4月15日	2019年4月16日	2019年4月23日
30円	2019年5月15日	2019年5月16日	2019年5月21日
30円	2019年6月17日	2019年6月18日	2019年6月21日
30円	2019年7月16日	2019年7月17日	2019年7月22日

[次へ](#)

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets at March 31, 2019

Nikko Global Tri-Asset Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Nikko Global Tri-Asset Fund JPY
Assets		
Investments		
At cost		23,212,618,020
At market value	2.2	24,241,977,887
Cash at bank		616,771,029
Interest receivable on bonds	2.6	33,097,474
Dividends receivable	2.7	11,976,489
Subscriptions receivable		165,400
Total assets		24,903,988,279
Liabilities		
Manager fees payable	3	20,566,802
Redemptions payable		20,509,968
Distributor fees payable	6	10,688,082
Marketing fees payable	3	5,663,229
Printing and publishing expenses payable		3,003,097
Legal expenses payable		2,905,408
Professional expenses payable		2,155,938
Agent Company fees payable	7	2,075,673
Administrator fees payable	4	1,245,547
Custodian fees payable	5	830,128
Trustee fees payable	8	206,323
Other liabilities		335,546
Total liabilities		70,185,741
Total net assets		24,833,802,538
Net assets		
Accumulating Class A Units	JPY	3,152,017,574
Distributing Class A Units	JPY	11,110,174,989
Accumulating Class B Units	JPY	824,246,569
Distributing Class B Units	JPY	9,747,363,406
Number of units outstanding		
Accumulating Class A Units		2,047,888,574
Distributing Class A Units		29,112,298,964
Accumulating Class B Units		567,898,428
Distributing Class B Units		29,300,353,444
Net asset value per unit		
Accumulating Class A Units	JPY	1.5392
Distributing Class A Units	JPY	0.3816
Accumulating Class B Units	JPY	1.4514
Distributing Class B Units	JPY	0.3327

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2019

Nikko Global Tri-Asset Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Nikko Global Tri-Asset Fund JPY
Income		
Dividend income	2.7	1,229,293,711
Interest on bonds	2.6	121,562,596
Bank interest		4,600,088
Other income		191,018
Total income		1,355,647,413
Expenses		
Manager fees	3	270,162,669
Distributor fees	6	140,580,524
Marketing fees	3	73,801,375
Agent Company fees	7	27,265,658
Administrator fees	4	16,361,218
Custodian fees	5	10,904,521
Printing and publishing expenses		4,297,920
Transaction fees		2,996,912
Legal expenses		2,481,542
Safekeeping fees		2,312,936
Professional expenses		2,126,290
Trustee fees	8	834,370
Bank interest		711,254
Other expenses		3,325,373
Total expenses		558,162,562
Net investment gain		797,484,851

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2019 (continued)

Nikko Global Tri-Asset Fund

(Expressed in Japanese Yen)

Notes	Nikko Global Tri-Asset Fund JPY
-------	------------------------------------

Net investment gain	797,484,851
----------------------------	--------------------

Net realised

Gain on investments	849,068,440
Gain on foreign exchange	544,128

Net investment gain and net realised gain for the year	1,647,097,419
---	----------------------

Net change in unrealised

Depreciation on investments	(367,893,547)
Appreciation on forward foreign exchange contracts	317

Net increase in net assets as result of operations	1,279,204,189
---	----------------------

Movement in capital

Subscriptions of units	891,750,111
Redemptions of units	(4,346,285,407)

Net movement in capital	(3,454,535,296)
--------------------------------	------------------------

Distribution	10	(2,284,583,065)
---------------------	-----------	------------------------

Net assets at the beginning of the year	29,293,716,710
--	-----------------------

Net assets at the end of the year	24,833,802,538
--	-----------------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information	UNAUDITED
-------------------------	-----------

Nikko Global Tri-Asset Fund			
Class A Units		Class B Units	
Accumulating	Distributing	Accumulating	Distributing

Number of units outstanding at the end of the year

March 31, 2017	2,633,890,564	34,636,681,916	741,062,964	42,971,532,513
March 31, 2018	2,318,471,626	33,541,345,477	466,050,038	33,661,830,993
number of units issued	15,770,554	973,067,245	158,100,000	743,870,000
number of units redeemed	(286,353,606)	(5,402,113,758)	(56,251,610)	(5,105,347,549)
March 31, 2019	2,047,888,574	29,112,298,964	567,898,428	29,300,353,444

Total net assets at the end of the year	JPY	JPY	JPY	JPY
March 31, 2017	3,723,998,982	14,507,806,097	996,729,410	16,194,693,031
March 31, 2018	3,396,084,681	13,361,087,701	646,570,206	11,889,974,122
March 31, 2019	3,152,017,574	11,110,174,989	824,246,569	9,747,363,406

Net asset value per unit at the end of the year	JPY	JPY	JPY	JPY
March 31, 2017	1.4139	0.4189	1.3450	0.3769
March 31, 2018	1.4648	0.3983	1.3873	0.3532
March 31, 2019	1.5392	0.3816	1.4514	0.3327

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements

(As at March 31, 2019)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 1 - Activity and objectives

NIPPON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Nikko Global Tri-Asset Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and supplemental trust deeds dated September 14, 2005, July 31, 2015 and September 30, 2016, all between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

The financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of Units

Accumulating Class A Units, Distributing Class A Units, Accumulating Class B Units and Distributing Class B Units are available for issue. The purpose of issuing different classes of accumulating and distributing Units is to enable the Distributor to offer interests in Units that are subject to an initial charge or a contingent deferred sales charge. Interests in Class A Units are subject to an initial charge of up to 4 % of the purchase price.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to achieve a stable return by controlling risk through investment in three different asset classes: fixed income securities, equity securities and real estate related securities. The Investment Manager has appointed Nikko Asset Management Co., Ltd. ("Nikko Asset Management") to advise it on the allocation of the Series Trust's assets between the three different asset classes. Nikko Asset Management, with advice from Nikko Global Wrap Ltd., advises the Investment Manager on the optimal allocation of the Series Trust's assets between such asset classes based on an analysis of the global macro-economy, market environment and other relevant factors. The allocation may be altered from time to time in accordance with changes in market conditions.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2019)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses), provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2019)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.3 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net asset date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.7 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend".

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2019)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 3 - Manager and Marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of

- 0.99% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY30,000,000,000;
- 0.94% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY30,000,000,000 and equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.91% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.86% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for any expenses incurred by it in connection with registering the Series Trust and distributing the units or interests therein in Japan.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of any of its delegates.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2019)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06% per annum of the net asset value attributable to the Class A Units and the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04% per annum of the net asset value attributable to the Class A Units and the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Distributor fees

The Distributor, in its capacity as distributor of the units in Japan, is entitled to a distribution fee at each of the rates below per annum of the net asset value attributable to the Class A Units and Class B Units respectively accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Class A Units

Net asset value (JPY billion)	% per annum
For the part of 30 or below	0.60%
For the part of over 30 through 50 or below	0.65%
For the part of over 50 through 100 or below	0.68%
For the part of over 100	0.73%

Class B Units

Net asset value (JPY billion)	% per annum
For the part of 30 or below	0.40%
For the part of over 30 through 50 or below	0.45%
For the part of over 50 through 100 or below	0.48%
For the part of over 100	0.53%

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value accrued and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2019)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 9 - Taxation

Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

Note 10 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ending March 31, 2019 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Distributing Class A Units			
30 JPY	16/04/2018	17/04/2018	20/04/2018
30 JPY	15/05/2018	16/05/2018	22/05/2018
30 JPY	15/06/2018	18/06/2018	21/06/2018
30 JPY	17/07/2018	18/07/2018	23/07/2018
30 JPY	16/08/2018	17/08/2018	22/08/2018
30 JPY	18/09/2018	19/09/2018	25/09/2018
30 JPY	15/10/2018	16/10/2018	19/10/2018
30 JPY	15/11/2018	16/11/2018	21/11/2018
30 JPY	17/12/2018	18/12/2018	21/12/2018
30 JPY	15/01/2019	16/01/2019	22/01/2019
30 JPY	15/02/2019	19/02/2019	22/02/2019
30 JPY	15/03/2019	18/03/2019	22/03/2019

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2019)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 10 - Distribution (continued)

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Distributing Class B Units			
30 JPY	16/04/2018	17/04/2018	20/04/2018
30 JPY	15/05/2018	16/05/2018	22/05/2018
30 JPY	15/06/2018	18/06/2018	21/06/2018
30 JPY	17/07/2018	18/07/2018	23/07/2018
30 JPY	16/08/2018	17/08/2018	22/08/2018
30 JPY	18/09/2018	19/09/2018	25/09/2018
30 JPY	15/10/2018	16/10/2018	19/10/2018
30 JPY	15/11/2018	16/11/2018	21/11/2018
30 JPY	17/12/2018	18/12/2018	21/12/2018
30 JPY	15/01/2019	16/01/2019	22/01/2019
30 JPY	15/02/2019	19/02/2019	22/02/2019
30 JPY	15/03/2019	18/03/2019	22/03/2019

Note 11 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at March 31, 2019 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	78.5067	ILS	30.4974
BRL	28.3905	INR	1.6016
CAD	82.4996	KRW	0.0975
CHF	111.3111	NOK	12.8267
CZK	4.8159	NZD	75.2669
DKK	16.6634	SEK	11.9265
EUR	124.3780	SGD	81.7266
GBP	144.2483	TRY	19.6698
HKD	14.1098	TWD	3.5925
HUF	0.3879	USD	110.7601
IDR	0.0078	ZAR	7.6046

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2019)

Nikko Global Tri-Asset Fund

Note 12 - Subsequent event

Distributions made by the Series Trust after year-end are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Distributing Class A Units			
30 JPY	15/04/2019	16/04/2019	23/04/2019
30 JPY	15/05/2019	16/05/2019	21/05/2019
30 JPY	17/06/2019	18/06/2019	21/06/2019
30 JPY	16/07/2019	17/07/2019	22/07/2019
Distributing Class B Units			
30 JPY	15/04/2019	16/04/2019	23/04/2019
30 JPY	15/05/2019	16/05/2019	21/05/2019
30 JPY	17/06/2019	18/06/2019	21/06/2019
30 JPY	16/07/2019	17/07/2019	22/07/2019

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

() 毎月分配型クラス A 受益証券

(2020年 7月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	8,631,294,995
負債総額	12,844,376
純資産価額(-)	8,618,450,619
発行済受益証券口数	23,980,514,666口
1口当たり純資産価格(/)	0.3594

() 資産形成型クラス A 受益証券

(2020年 7月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	2,809,044,110
負債総額	4,161,630
純資産価額(-)	2,804,882,480
発行済受益証券口数	1,812,460,939口
1口当たり純資産価格(/)	1.5476

() 毎月分配型クラス B 受益証券

(2020年 7月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	6,629,079,960
負債総額	12,276,952
純資産価額(-)	6,616,803,008
発行済受益証券口数	21,461,889,459口
1口当たり純資産価格(/)	0.3083

(iv) 資産形成型クラス B 受益証券

(2020年 7月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	660,901,681
負債総額	1,231,249
純資産価額(-)	659,670,432
発行済受益証券口数	454,683,943口
1口当たり純資産価格(/)	1.4508

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

名称 S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲ
ン通り 2 番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

文書の提供および閲覧

信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および/または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約、ファンドの受益証券の日本における販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日(土曜、日曜および祝日を除く。)の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができる。

(ハ) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が隨時承認する様式の書面により、いずれの受益証券についても名義書換ができる。但し、譲受人は、関連もしくは該当する管轄地における制定法、政府その他の要求もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社、または適正に授權された受託会社の代理人が要求する情報を、事前に提供するものとする。さらに、譲受人は、（a）適格投資家の名義書換であること、（b）譲受人が、専ら投資目的のために、自己勘定で受益証券を取得していること、および（c）受託会社がその裁量により要求するその他の事項につき書面で受託会社に対して表明する必要がある。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に關し投資者に示すことが必要な事項

該当事項なし。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2019年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約79億円である。

最近5年間に資本金の増減はなされていない。但し、2007年7月1日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更された。

(2) 会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。2020年6月末日現在、同社の取締役会は、以下の3名の取締役から構成される。

スコット・レノン	取締役
リチャード・T・クリングマン	取締役
ジョゼフ・ジェナコ	取締役

権限を授権された取締役がファンドに関して管理会社を代理する。

管理会社は、管理事務代行者としての業務をSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務をB NYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含む。

2020年7月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	18	504,464,418,678円

3 【管理会社の経理状況】

(1) 管理会社であるBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位 : 千円)	
	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,681,223	1,717,207
未収委託者報酬	249,131	340,146
前払販売関連費用	6,339,519	10,786,742
未収入金	529,456	530,459
デリバティブ債権	16,824	37,856
流動資産計	8,816,155	13,412,412
資産合計	8,816,155	13,412,412
負債の部		
流動負債		
短期借入金	-	2,424,626
未払金	642,298	2,168,840
未払費用	688,124	892,935
流動負債計	1,330,422	5,486,402
負債合計	1,330,422	5,486,402
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,291,655	6,731,934
株主資本合計	7,485,732	7,926,010
純資産合計	7,485,732	7,926,010
負債・純資産合計	8,816,155	13,412,412

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)			
	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
営業収益			
委託者報酬	3,100,923	3,525,755	
販売管理報酬等	3,278,975	3,261,978	
営業収益計	6,379,898	6,787,733	
営業費用			
支払手数料	2,720,221	3,071,984	
販売関連費用	2,944,151	2,911,246	
営業費用計	5,664,372	5,983,231	
一般管理費			
事務委託費	243,170	239,481	
諸経費	20,298	17,180	
一般管理費計	263,469	256,662	
営業利益	452,056	547,840	
営業外収益			
受取利息	241	88	
為替差益	35,061	-	
その他	-	10	
営業外収益計	35,303	99	
営業外費用			
支払利息	-	20,655	
為替差損	-	85,022	
営業外費用計	-	105,678	
経常利益	487,360	442,260	
特別損失			
前払販売関連費用追加償却費	* 1 2,889	* 1 1,982	
税引前当期純利益	484,470	440,278	
当期純利益	484,470	440,278	

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) (単位:千円)

	資本金	株主資本			純資産合計	
		資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金			
当期首残高	246	1,193,830	5,807,184	7,001,261	7,001,261	
当期変動額						
当期純利益			484,470	484,470	484,470	
当期変動額合計	-	-	484,470	484,470	484,470	
当期末残高	246	1,193,830	6,291,655	7,485,732	7,485,732	

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) (単位:千円)

	資本金	株主資本			純資産合計	
		資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金			
当期首残高	246	1,193,830	6,291,655	7,485,732	7,485,732	
当期変動額						
当期純利益			440,278	440,278	440,278	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	440,278	440,278	440,278	
当期末残高	246	1,193,830	6,731,934	7,926,010	7,926,010	

注記事項

（重要な会計方針）

1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

2. 前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから收受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

（損益計算書関係）

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

* 1. 前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

* 1. 前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,000	-	-	1,000
優先株式 (株)	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,000	-	-	1,000
優先株式 (株)	1,000	-	-	1,000

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っております。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については借入により調達しており、必要に応じて短期借入により資金調達する方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されています。

また、短期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスクにつきましては市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。外貨建ての預金及び借入金については急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年12月31日）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,681,223	1,681,223	-
資産計	1,681,223	1,681,223	-
(2) 未払金	642,298	642,298	-
(3) 未払費用	688,124	688,124	-
負債計	1,330,422	1,330,422	-
デリバティブ取引(*1)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	16,824	16,824	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	16,824	16,824	-

当事業年度（2019年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,717,207	1,717,207	-
資産計	1,717,207	1,717,207	-
(1) 短期借入金	2,424,626	2,424,626	-
(2) 未払金	2,168,840	2,168,840	-
(3) 未払費用	892,935	892,935	-
負債計	5,486,402	5,486,402	-
デリバティブ取引(*1)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	37,856	37,856	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	37,856	37,856	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金

短期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金及び(3)未払費用

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,681,223	-	-	-
合計	1,681,223	-	-	-

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,717,207	-	-	-
合計	1,717,207	-	-	-

(注3) 借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,424,626	-	-	-	-	-
合計	2,424,626	-	-	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度(2018年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	793,350	-	16,824	16,824
	合計	793,350	-	16,824	16,824

当事業年度(2019年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル 買建 英ポンド	602,632 2,391,347	- -	5,070 42,927	5,070 42,927
	合計	2,993,979		37,856	37,856

(注) 時価の算定方法

契約を締結している金融機関から提示された価格によってあります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度(2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2019年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	3,100,923	3,278,975	6,379,898

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	3,525,755	3,261,978	6,787,733

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 (被所有) の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	BNY メロン・ア セット・マネジ メント・ジャパ ン株式会社	東京都 千代田 区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託 役員の 兼任	投資 運用 委託 (注2) 事務 委託 (注4)	2,589,840 239,271	未払 費用	602,841
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万 米ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の 引出 (純額) (注3)	28,837	預金	1,515,030
						デリバ ティブ 取引	デリバ ティブ 取引に による入金 (注3)	32,141	デリバ ティブ 債権	16,824

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (4) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(注5)	東京都千代田区	795百万円	資産運用業務	なし	投資運用委託役員の兼任	投資運用委託(注2) 事務委託(注3)	2,949,548 239,271	未払費用	845,775
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	1,135百万米ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の預入(純額)(注4)	133,706	預金	1,647,942
						デリバティブ取引	デリバティブ取引による収入(注4)	28,236	デリバティブ債権	37,856
同一の親会社を持つ会社	BNY メロン・インベスト・マネジメント・ジャージー2株式会社	ジャージー	50百万ポンド	資金融資業務	なし	資金の借入	資金の借入(注4) 利息の支払(注4)	2,424,626 20,655	短期借入金	2,424,626

(注)取引条件及び取引条件の決定方針

- (1)取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2)当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3)事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。
- (4)当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (5)BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社は、2020年4月1日から社名をBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に変更しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	3,742,866円6銭	3,963,005円29銭
1株当たり当期純利益金額	242,235円44銭	220,139円22銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益（千円）	484,470	440,278
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	484,470	440,278
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「関係当事者」という。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することができる。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれる。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に関与することが予想される。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなる。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとする。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとする。異なる顧客（ファンドを含む。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性がある。但し、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証する。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができる。関係当事者（受託会社を除く。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができる。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができる。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができる。

適用ある法令に従い、

- (a) 管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「関連当事者」という。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができるが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (b) 関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに関係するか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引することができ、これに関与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負わない。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (c) 関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができ、かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる

が、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生した利益につき説明することを求められない。但し、上記（a）乃至（c）に企図される取引は、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものとして実行され、かつ、以下に従うものとする。

- （d）独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を受領すること、
- （e）該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること、
- （f）上記（d）または（e）に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社（保管会社が関係する取引の場合は管理会社）が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものとして取引が行われたと満足する条件により実行すること。
- （g）関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場において通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができる。
- （h）関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまたはかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができる。
- （i）関連当事者は、ファンドのために、（関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料または預金利息その他の事項に関する）通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供するかまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設（直物為替取引および為替予約取引を含む。）を提供せしめることができる。関連当事者は通常利息を認めるが、これに従い、該当するファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとする。

5 【その他】

（1）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時に変更される。

（2）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社のすべての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「M I H C」という。）が保有していた。その後M I H Cは解散し、この解散に伴い、その当時M I H Cの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」という。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くM I H Cの資産および負債をすべて引受けた。

その後、メロン・バンクはM I H Cの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除くすべての資産をメロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「M O I C」という。）に提供した。管理会社のすべての発行済株式は、M O I Cに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はM O I Cの完全子会社になった。

その後、M O I Cは、M O I Cが保有する管理会社のすべての発行済株式を同じくB NYメロン・グループのグループ会社であるエムビーシー・インベストメンツ・コーポレーション（以下「M B C」という。）に譲渡したため、2020年6月末日現在、管理会社はM B Cの完全子会社である。

（3）出資の状況

該当なし。

（4）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。但し、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

資本金の額

2020年6月末日現在、受託会社の払込資本金の額は、25,921,000米ドル(約27億1,134万円)である。

(注)米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2020年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.60円)による。

事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供している。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれる。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2020年改訂)に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けている。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けている。

(2) SMC日興ルクセンブルク銀行株式会社(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

資本金の額

2020年7月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ(約111億9,087万円)である。

(注)ユーロの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2020年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=124.13円)による。

事業の内容

SMC日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された銀行である。

(3) BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

資本金の額

2020年3月末日現在、投資運用会社の資本金の額は、7億9,500万円である。

事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づき登録を受け日本において投資運用業および投資助言・代理業を営んでいる。

(4) SMC日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

資本金の額

2020年7月末日現在、代行協会員および日本における販売会社の資本金の額は、100億円である。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、SMC日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

2 【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

受託会社は、信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行う。

(2) SMC日興ルクセンブルク銀行株式会社(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換業務を行う。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産価額の算定を行う。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行う。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれる。

(3) BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

管理会社から委託を受け、信託証書に基づきファンドに関する投資運用業務を行う。

(4) SMC日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

代行協会員としての業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行う。

3 【資本関係】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

該当事項なし。

(2) SMC日興ルクセンブルク銀行株式会社(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

SMC日興ルクセンブルク銀行株式会社は、SMC日興証券株式会社の100%子会社である。

(3) BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社である。

(4) SMC日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

該当事項なし。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2020年改正）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改正）または地域会社（管理）法（2019年改正）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（2020年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制する2020年プライベート・ファンド法（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により默示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2020年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金

をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

（a）投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

（b）投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

（a）銀行および信託会社法または2010年保険法に基づく免許を受けた者

（b）住宅金融組合法（2020年改正）または共済会法（1998年改正）に基づき登録された者、または

（c）非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した2020年（改正）ミューチュアル・ファンド法（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数

料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

（a）一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

（b）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならず、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル／100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならぬ

い。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行なまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行なまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ローディング防止規則（2020年改正）（以下「マネー・ローディング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行なまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行なうものとされる場合がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改正）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行なうことができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行なうまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行なうまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の（ ）および（ ）に基づく規則を遵守せずに事業を行なう、またはそのように意図している場合
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - (A) 会社法（2020年改正）（以下「会社法」という。）の第17編A
 - (B) 有限責任会社法（2020年改正）の第12編
 - (C) 2017年有限責任事業組合法の第8編
 - （以下、併せて「受益所有権法」という。）

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2020年改正）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロース・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改正）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとつて非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法（2013年改正）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改正）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または默示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、

株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

(c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ビークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ビークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。

(d) 特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ビークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるビークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。2014年契約（第三者の権利）法により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。

(e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合

(b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

(c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

(d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合

- (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
- (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。

- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
- (b) 投資信託が保有するいざれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求める
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しまずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに
対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため
受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令
を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して
適切と考える行為をとることができる。

7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考え
るその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラン
ドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項
に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託
会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行ふことも
しくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュ
アル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4
（4）（a）（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつ
でも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに對し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しましたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しましたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを見通すこと、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。

- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。

8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、

- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとするることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物またはそれらの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めを審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とする他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること

- (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

 - (a) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2020年改正）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）または薬物濫用法（2017年改正）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれらを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
 - (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するため必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続きを目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または默示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずにいたことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改正）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずにいたことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかつたために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授權されているときはこの限りでない。そのように授權を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑法法

12.1 刑法（2019年改正）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行したまは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改正）第247条、第248条

（a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

（b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

（c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立する権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剩余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剩余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剩余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項、第6.3（i）項および第6.4（e）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しあおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されること

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に關し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しありおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、

1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2020年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するため必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けではない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、(A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一會社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一會社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから 6 か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務

諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定める。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、または会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の（ ）、（ ）および（ ）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述

- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年9月30日	有価証券届出書
	有価証券報告書
2019年12月20日	半期報告書
	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

別紙 A

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有する。

「営業日」	ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京において銀行が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定することのできるその他の日をいう。
「円」および「¥」	日本の法定通貨をいう。
「買付申込書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書をいう。
「買戻請求書」	管理会社または管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいう。
「買戻日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定することのできるその他の日をいう。
「管理会社」	B N Y メロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいう。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社としての資格での S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「管理事務代行契約」	受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間の2010年8月26日付管理事務代行契約（改訂済）をいう。
「クラス A 受益証券」	資産形成型クラス A 受益証券および毎月分配型クラス A 受益証券をいう。
「クラス B 受益証券」	資産形成型クラス B 受益証券および毎月分配型クラス B 受益証券をいう。
「資産形成型 クラス A 受益証券」	資産形成型クラス A 受益証券と称する円建受益証券をいう。
「資産形成型 クラス B 受益証券」	資産形成型クラス B 受益証券と称する円建受益証券をいう。
「受益者」	登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含む。

「受益者決議」

1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいう。

「受益証券」

ファンドの受益証券をいう。但し、文脈上別の解釈が求められる場合は、すべてのクラスの受益証券を意味する。

「受託会社」

トラストの受託者としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。

「純資産価額」

基本信託証書に従い計算されるファンドの純資産価額をいう。

「適格投資家」

(a) 以下の()から()に該当しない者、法人もしくは法主体；
()米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、()ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く。）、()適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに()上記()から()に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者、または
(b) 受託会社がファンドについて隨時特定もしくは指定するその他の者、法人もしくは法主体をいう。

「転換通知書」

管理会社または管理事務代行会社から入手することができる転換通知書をいう。

「投資運用会社」

B NYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社をいう。

「投資運用契約」

管理会社と投資運用会社との間の2013年1月1日付投資運用契約（改訂済）をいう。

「トラスト」

ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるニッポン・オフショア・ファンズをいう。

「取引日」

各営業日、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定することができるその他の日をいう。

「日本における販売会社」

ファンドの日本における販売会社としての資格でのSMBC日興証券株式会社をいう。

「評価日」

各営業日、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定することができるその他の日をいう。

「ファンド」	受託会社と管理会社との間の信託証書に基づき構成されるトラストの1シリーズ・トラストの日興グローバル財産3分法ファンドをいう。
「ファンド決議」	ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上の保有者が書面により承認した決議、または当該ファンドの受益者集会においてファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により可決された決議をいう。
「分配期間」	前回の分配基準日の翌日から始まり、直後の分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
「分配基準日」	毎月の15暦日目（ファンドの営業日でない場合はその直後の営業日）またはファンドまたは各クラスに関して管理会社が適宜決定した各年のその他の日をいう。
「分配日」	各分配基準日の後4営業日目の日またはファンドに関して管理会社が適宜決定した各年のその他の日をいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
「保管会社」	ファンドの保管会社としての資格でのSMB日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「保管契約」	受託会社と保管会社との間の2010年8月26日付保管契約（改訂済）をいう。
「毎月分配型クラスA 受益証券」	毎月分配型クラスA受益証券と称する円建受益証券をいう。
「毎月分配型クラスB 受益証券」	毎月分配型クラスB受益証券と称する円建受益証券をいう。
「目論見書」	ファンドに関する2004年6月付目論見書をいい、適宜変更または補足される。
「ユーロ」	1992年2月7日にマーストリヒトで署名された欧州連合条約に従って单一通貨を採用した欧州連合参加加盟国の共通通貨をいう。

独立監査人報告書

日興グローバル財産3分法ファンドの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ニッポン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストである日興グローバル財産3分法ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）の2020年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

シリーズ・トラストの財務書類は、以下により構成される。

- ・2020年3月31日現在の純資産計算書
- ・2020年3月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「IAS」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってシリーズ・トラストから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（シリーズ・トラストの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

シリーズ・トラストの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対しても形式の結論の保証も表明しない。

シリーズ・トラストの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的・意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、シリーズ・トラストの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2020年7月28日

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Nikko Global Tri-Asset Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Global Tri-Asset Fund (a series trust of Nippon Offshore Funds) (the Series Trust) as at March 31, 2020, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at March 31, 2020;
- the statement of investments as at March 31, 2020;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands

July 28, 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三上和彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2019年1月1日から2019年12月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

独立監査人報告書

日興グローバル財産3分法ファンドの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ニッポン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストである日興グローバル財産3分法ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）の2019年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

シリーズ・トラストの財務書類は、以下により構成される。

- ・2019年3月31日現在の純資産計算書
- ・2019年3月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってシリーズ・トラストから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（シリーズ・トラストの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

シリーズ・トラストの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対しても形式の結論の保証も表明しない。

シリーズ・トラストの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、IASに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

IASに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付まで入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、シリーズ・トラストの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手する他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2019年7月26日

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Nikko Global Tri-Asset Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Global Tri-Asset Fund (a series trust of Nippon Offshore Funds) (the Series Trust) as at March 31, 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at March 31, 2019;
- the statement of investments as at March 31, 2019;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands

July 26, 2019

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。